

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成22年7月2日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成22年 7 月 2 日 金曜日
開 会 午前10時 4 分
散 会 午後 4 時16分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第10号議案 指定管理者の指定について
- 2 陳情平成20年第80号、同第84号、同第139号、同第158号、同第198号、同第201号、陳情平成21年第39号、同第48号、同第53号、同第123号、同第129号、同第130号、同第174号の2、同第182号、同第183号、同第191号、同第194号、同第211号、同第212号、陳情第15号、第19号、第35号、第36号、第47号、第54号から第56号まで、第59号、第63号、第64号、第87号から第90号まで、第107号から第116号まで、第118号、第119号、第125号、第131号から第136号まで、第144号、第146号及び第148号
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 玉 城 ノブ子 さん
副 委 員 長 瑞慶覧 功 君
委 員 中 川 京 貴 君
委 員 座喜味 一 幸 君
委 員 辻 野 ヒロ子 さん

委	員	具	志	孝	助	君
委	員	仲	宗	根	悟	君
委	員	当	銘	勝	雄	君
委	員	渡	久	地	修	君
委	員	前	島	明	男	君
委	員	玉	城		満	君
委	員	上	里	直	司	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	比	嘉	俊	昭	君
農	漁	村	基	盤	統	括	監	知	念	武
畜	産	課	長	赤	嶺	幸	信	君		
水	産	課	長	勝	俣	亜	生	君		
観	光	商	工	部	長	勝	目	和	夫	君
商	工	振	興	課	長	登	川	安	政	君
企	業	立	地	推	進	課	長	屋	比	久
情	報	産	業	振	興	課	長	米	須	清
交	流	推	進	課	長	瀬	川	義	郎	君
福	祉	保	健	部	薬	務	衛	生	課	班
										長
						與	那	原	良	克
										君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第10号議案の1件、陳情平成20年第80号外55件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めておりま

す。

まず初めに、乙第10号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目 和夫 観光商工部長。

○勝目 和夫 観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

説明に入ります前に、本日使用する資料といたしましては、議会配付資料であります平成22年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その2）、そして、本日配付いたしました指定管理者（候補者）の選定経緯についてを使用いたしますので、御確認ください。

初めに、議会配付資料のうち、平成22年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の20ページをお開きください。

乙第10号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この議案は、沖縄 I T 津梁パーク施設—企業立地促進センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

沖縄 I T 津梁パーク施設企業立地促進センターの管理は、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっております。

また、同条例第6条の規定により、知事は、最も適切に当該施設の管理を行うことができる者を候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになっていることから、議案のとおり、FROM&TTCコンソーシアムを候補者として選定し、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理の期間は、平成22年9月6日から平成25年3月31日までと定めております。

続きまして、配付資料に添って、候補者選定の経緯等について、御説明申し上げます。

お手元の資料指定管理者（候補者）の選定経緯についてをお開きください。

沖縄 I T 津梁パークにつきましては、資料のイメージ図の右手の中核機能支援施設の一部を昨年6月に供用開始したところであり、本年4月から指定管理者により管理運営がなされております。

現在は、中核機能支援施設の増築、そして今回の指定の対象となっております企業立地促進センターについて、本年9月の供用開始を目指して、整備工事を進めているところであります。

企業立地促進センターは、沖縄 I T 津梁パークへの I T 企業の立地を促進するため、民間資金を活用し、民間 I T 施設を整備するまでの間、おおむね 3 年以内をめどとして、企業を入居させ、その事業拡大を支援するインキュベーション的な機能を有する施設であります。

この施設は、既に指定管理者による管理運営が開始されている中核機能支援施設に隣接しており、両施設を一括して管理させることで、利用者サービスの向上や効率的・効果的な管理・運営が見込めることから、沖縄県の公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき、公募によらず、現在の中核機能支援施設の指定管理者とあわせてこの施設の指定管理者とすることが適当と考えております。

このため、資料の 3 候補者選定の経緯以下に記載のとおり、現在の中核機能支援施設の指定管理者である FROM&TTC コンソーシアムを候補者として選定する案を、観光商工部情報産業振興課指定管理者制度運用委員会において御審査いただき、承認いただいたものであります。

以上が、乙第 10 号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第 10 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 まず、この質疑に入る前に 2 点だけ、私が今考えているのがありまして、そこを前提にして質疑をしたいと思っております。

1 点目が、この企業立地促進センター含めて、中核機能支援施設が沖縄 I T 津梁パーク及び入居企業にどのような効果を与えるかという観点が必要だろうと。もう一点は、公の施設の管理者というものが、果たして県が出資する団体が囲い込むようなあり方とは本当にいいのかという、この 2 つを提起しながら、これに沿って質疑をいたします。

まず、先ほど観光商工部長に御説明いただきました趣旨のほうで、この施設が企業の入居準備を支援するインキュベーション的な機能を有する施設という説明がありました。そこでお聞きしますが、例えば県内各地にあるインキュベーション的な施設には、例を挙げると那覇市では那覇市 I T 創造館に今インキ

ュベーションマネージャーが配置されていらっしゃるけれども、この施設には、そうしたインキュベーションマネージャー的な指導する方はいらっしゃいますでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 この施設は、通常のインキュベーション施設と違って、レンタルオフィスに近いような機能ですので、インキュベーションマネージャーは特に予定しておりません。

○上里 直司 委員 という意味では、皆さんの趣旨説明の中にあるインキュベーション的な機能というよりは、レンタルオフィスのような機能のほうが大きいということですね。

○勝目 和夫 観光商工部長 レンタルオフィス機能的な施設もありますし、あと、そこで企業が業務を拡張したいけど、業務を拡張するまでの間、ある程度の面積を借りたいと。それを踏まえて、大きく隣に民間IT施設を買いたいというような意向も踏まえておりますので、おおむね使用期間は大体3年をめぐりということで、両方あわせた機能ということで、我々としては考えております。

○上里 直司 委員 皆さんの趣旨説明でインキュベーション的なということをやっているわけですから、当然そのレンタル企業が拡張する、または飛躍を遂げるというために、何らかの相談や何らかの支援というものをやるんだらうと思っておりましたが、今回の指定管理者というのは、定期的なその指導や助言というインキュベーションマネージャー的な知識をもった方を配置をするということはないんですね。

○勝目 和夫 観光商工部長 そういうインキュベーションマネージャーは予定しておりません。

○上里 直司 委員 それでは、もう一つ、以前からIT津梁パークの中核機能支援施設の議論の際にも申し上げましたし、実は、今回選定の議案が上がっている指定管理者になる団体が、別の施設を管理する際にも議論をしたわけなんですけど、改めて県の出資する団体が公の施設を管理することについて、皆さん方として何かお考えが、これでいいのかどうかということについて、御意見お聞かせいただけますか。

○**勝目和夫観光商工部長** 県の出資する団体がどうだこうだということではなくて、そういう審査委員会を持ちますけれども、その中で一番適切に管理できるという視点から、選定されたということになっているところでございます。

○**上里直司委員** いや、皆さん少しはしょっているんだけど、それは皆さん公募によらない形で指定管理者を選定したわけですよね、この辺のことをもう少し説明していただけますか。

○**米須清光情報産業振興課長** この企業立地促進センターを管理するに当たりますして、既に県議会で承認いただきました中核機能支援施設A棟、B棟の指定管理が隣にございますので、そこと一体的に管理することによって、利用者の利便性、それから経済的な経費の削減が図られるということで、県の公の施設の指定管理者制度に関する運用方針におきましても、公募によらないで指定管理者を指定することができるという方針もございますので、それに基づきまして、一番適切な方法での指定管理者を選定案として上げて、その指定管理者制度運用委員会で審査をいただいたということでございます。

○**上里直司委員** 私が言っているのは、皆さんが指定管理者制度運用委員会に諮る際の判断というのは、公募の例外をとろうという判断をされたわけですよね、それはどうなんですか。まず皆さんの判断として、公募の例外をとろうということを判断されたわけですよね。その内容については皆さん今、御答弁いただいたけれども、まず公募ではないやり方で指定をしたいと考えたんですよね。

○**米須清光情報産業振興課長** 公募によらないでというのが先にあることではなくて、何が一番適正な管理ができるのかということが一番に考えまして、その経費の問題や適切に管理ができる状況が、何が一番望ましいのかということ考えた場合に、既にある施設と一体的な管理運営をすることによって、利用者の利便を含めて一番適切であるということで、県の運用方針にも、そういうとり方ができるということがございましたので、そういう理由で公募によらないということで選定しております。

○**上里直司委員** 少し議論かみ合っていないと思うんです。情報産業振興課長のお答えは結果としては当たっているんですが、まず、この公の施設の指定管理者制度に関する運用方針というのが、総務部行政改革推進課から出されてい

て、まずその所管課が、公募すべきか公募すべきではないのかという判断をされていますよねという話をしたわけなんです。だから、皆さんの課で公募をしないということを、まず決めたいんですよということを今確認しているんです。

○米須清光情報産業振興課長 先ほども申しあげましたけれども、経費も含めて一番適切な管理ということ考えた場合、隣接している建物と一体的に管理をするほうが一番適切であるという判断のもとで、課のほうで現在の中核機能支援施設の指定管理者に管理をさせたほうがいいという判断をしております。

○上里直司委員 続いて質疑をいたしますが、一体的に管理をしたほうがいいだろうということなんです。そうすると、これはもう今回の議論というのは、同意をされるのか同意をされないのか少しおいておいたとしても、IT津梁パークがこれから発展していく際に、この施設で一体化した運営がいいというのであれば—この公の施設は2つ施設があるはずなんですけれども、本来ならば1つの施設として見るべきだろうと思っているんです。本来そこがあって、一体的に運用するものが次に来るはずなので、私は、これは本来の施設としては、県の管理する1つの施設に2つの建物があるという考え方を、やはり持っていかなければいけないのではないかと思うんです。その辺観光商工部長どうなんでしょうか。

○勝目和夫観光商工部長 実は中核機能支援施設というのは、当初の計画ではA棟と今指定管理をやっているB棟、それに今回の企業立地促進センターが新たに加わったと。加わった背景は、国の緊急経済対策で、そういうような用途ができるような財源があって、しかもニーズがあって、やはり立地することによって雇用確保や企業が入居するという見込みがあったので、新たに付け加わったという背景があって、そういう段取りが悪かったんですけど、指定管理者というものが大きく広がったということで、公的施設という意味では一体となって管理するという意向です。

○上里直司委員 最初にその辺の説明が必要なんだろうと思います。このIT津梁パークをどうするのかというところで、この企業立地促進センターができたと思うんです。ですから、今条例としては施設を位置づけて、条例の中では位置づけていますけれども、将来的にこれをどうするのかという施設の管理も含めて、ぜひ検討していただきたいということ、これは要望とします。

そこで、3年後に見直しを図られると思うんですが、そことも関連するんで

すが、あえて指定管理者をまた選定しないといけないのかとすごく疑問に思ったんです。といいますのも、この企業立地促進センターの中でやる業務というのは、警備だとか施設の管理とか、要するにいわゆるビルメンテナンスの業界の皆さん方がやっているようなものでありますし、例えば皆さんがもっている自由貿易地域の指定管理者も同じような業態のところが入っているわけなんです。これは、一たん受けたところが警備会社やビルメンテナンスの会社に再委託をするということなんでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 管理につきましては、管理すべてを再委託ということではなくて、警備とかエレベーターの管理とか、そういう特殊なものについては、そこから再委託をされるということになります。

○上里直司委員 それでは、その債務負担行為というのがあると思うんですが、債務負担行為における1年間の指定管理料の中で再委託をする、いわば管理業務、警備業務という部分は、どれぐらいの割合を占めているんですか。

○米須清光情報産業振興課長 今、管理業務の項目別の数値をもっておりませんが、今、管理業務の内容としては入居の手续や施設の使用許可、それから施設の使用料の徴収、それから施設整備の転微な工事、それから行政財産目的使用に関する業務、その他施設の維持管理に関する業務は、請け負っている指定管理者で実施をいたします。それから特殊な業務として空調設備、昇降機設備、中央設備、清掃業務、自家発電、工作物保安業務、機械設備等についてが外部に委託をされる業務と聞いております。

○上里直司委員 私が言いたかったのは、本来業務の中で警備だとか管理だとか巡回だとかという業務が多数を占めるのであれば、公募の原則に照らし合わせれば、そういう団体に指定管理者として公募すべきではないかということなんです。もちろん、最初に前提として一体化した運用が必要だということがあって、皆さんそういうような公募の例外はやりましたけれども、実は先ほど申し上げました自由貿易地域における指定管理者は、ビルメンテナンスというか業界の方が同じようなことをやっているわけなんです。だから、そういうところに最初から指定をすべきであって、それが民間の仕事がふえていくというようなことになるんだろうということで、指摘をしているんです。

それで、情報産業振興課長、ついでですから聞きますけれども、新たに指定管理者になられた団体が、ここの運用のために人をふやそうとしていらっしゃる

いますよね。何名ふやそうとしていらっしゃるんですか。

○米須清光情報産業振興課長 今の予算の中で、中核機能支援施設A棟・B棟の指定管理の人数から0.5人ふえるということになります。それから、先ほど委員から御質疑ありました指定管理における外部委託のパーセンテージなんです、約58%になります。

○上里直司委員 0.5人というあり方というのは、どういう形態になるんですか。1人採用するというのか、中核機能支援施設の業務と連携するというか併任するという形なんでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 管理といたしましては、現委託している人数の中で新しく維持管理する分に0.5人分の人件費がふえるということになります。

○上里直司委員 この件は、実は指定管理者制度運用委員会の中でも指摘をされている事項なんです。どういう指摘をされていらっしゃいましたか。

○米須清光情報産業振興課長 委員会の中で、人員配置については各契約内容、これは人員配置にそごが生じないよう事務局と事務所でしっかり確認をしてもらいたいという指摘が出ております。

○上里直司委員 私が指摘をしようとしているのはそこではなくて、中核機能支援施設と企業立地促進センターのそれぞれの人員配置について、兼任して対応することになっているが、おのおのの契約に人員配置の矛盾が生じないように、しっかり調節する必要があると委員長から指摘をされているんです。これどういうことかと言いますと、ここから私が疑義を持っているのは、つまり、中核機能支援施設の職員が併任するわけです。中核機能支援施設の職員は、その業務を受け持つということで契約をしているんです。その人が0.5人とおっしゃっていましたが、中核機能支援施設の1の業務を割いてまで、この企業立地促進センターの業務に割くわけなんです。そうすると中核機能支援施設の業務のあり方は、皆さんが契約した内容からすると変更が生ずるんですよということを指摘しているんです。要するに指定管理者業務の指定としては、中核機能支援施設の業務をやることになっているわけなんです。その方が、自分の業務の時間を半分割いて、この企業立地促進支援センターの業務に当たるとなれば、中核機能支援施設の契約の状態にはそごを来すのではないでしょう

かということの指摘なんです、どうでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 業務的には、管理するに当たって、兼務あるいは非常勤職員の対応とか、そういうものが見込まれていると考えております。

○上里直司委員 私が言っているのではなくて、私がこの御指摘を受けて検討するのであれば、既に交わしている中核機能支援施設の指定管理契約の関係だと思っんです。ここをある程度指摘をして、変更しなければならない事態になってくるのではないのでしょうかということです。

○米須清光情報産業振興課長 中核機能支援施設A棟・B棟の既に発注してる業務を含めて、今回追加をする施設の管理に関して、そういうそごが生じるような場合には、委員がおっしゃるような検討も必要だと思いますので、この辺は契約の中で十分検討していきたいと思っんです。

○上里直司委員 私が言っている契約というのは、今の契約ではないわけなんです。今この契約をした場合に、中核機能支援施設の職員が併任するわけですよ。本当は最初に中核機能支援施設の指定管理契約をした際には、企業立地促進センターの業務というのは発生していないわけなんです。だから、ここは整理をしないとイケないですよということなんです。そこはどうでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 今回見積もりをいただいた中でも、中核機能支援施設A棟・B棟の管理を平行して進める中で、さらに今の企業立地促進センターを管理するために、最低限どれだけの人件費が必要になってくるかということに積算をいただいておりますので、その辺は十分に検討されて積算をしていると考えておりますが。

○上里直司委員 それだったら、おかしいのではないですか。これが決まってもいないのに、企業立地促進センターの指定管理者になろうともしていない方が、そのセンターの管理をすることも視野に入れながら人件費の計上をしているわけですよという説明ではないですか。

○米須清光情報産業振興課長 今おっしゃっていることは理解しておりますが、積算に当たっては先に契約している契約の管理者の形態を考慮して、さらに企業立地促進センターで、どれだけの人件費が必要かということに考慮して

積算をしております。そして今御指摘のありますように、もしそういうことが生ずるということであれば契約はこれからになりますので、それは再度十分確認の上、契約に持っていきたいと思います。

○上里直司委員 きょうここで指摘をしているのは、実は前回—平成21年の11月議会で、ここの団体を沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者に皆さんが議案として上げてきたときと同じ質疑をしているです。つまり、前の話になりますけれども、この団体の専務理事—ある役員の方が、この開発センターの指定管理者の事務局長並びに役員—責任者でもあるんです。つまり、施設が違うんだけれども併任をするわけなんです。それで、皆さんは管理費というのが少し削減されるというような形かもしれませんが、こういうやり方というのは、やはりおかしいのではないかという指摘をしてきたわけです。そうすると、この経営のノウハウが民間にも流れないし、囲い込むことになるよと。だから、こういうのは改めたほうがいいのではないですかということを指摘して私は終わったわけなんです。だから、今回の件も結局皆さんの管理費削減の流れと一体化というのが相まってこういう結果になったとは思いますが、やはり3年間かけて恐らく見直しを図ると思うので、やはりそこは民間の方にまず公募すべきだっただろうと。そしてもう一つは、何回も何回も指摘をしている県の出資する団体が管理をして、複数の施設をまたがって同じ人が責任者になっていると。こういうあり方は、やはり施設の管理という責任において、そごを来すということを指摘をしておきますので、観光商工部長、これは何度も何度も指摘をするのはおかしいと思っているので、ぜひこの辺のことについては、検討してください。ITの分野というのは非常に民間の活力が必要でしょうから、この辺どうでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 今の御指摘は、前回のバイオテクノロジー研究開発センターの件のときも議論されたところでもあります。IT津梁パークにつきましても、どんどん集積をこれから我々としては見込んでおりますし、IT津梁パーク自体をマネジメントする、経営するという団体もあわせて今議論しているところでもありますので、今回はどちらかという建物の管理、メンテナンスというような中身が濃いところではありますけど、中身のマネジメント、これはいろんな市町村、関係団体に呼びかけて設立しようという動きもありますので、あわせてそういったことも含めてうまく運営していければと考えております。

○上里直司委員 最後になります、観光商工部長がいみじくも最後におっしゃっていただいたので重ねて言う必要はないんですけども、皆さんは、この中核機能支援施設、企業立地促進センターを含めて I T 津梁パーク全体のマネージメントはどうするのかというところに最終的に帰結するはずなんです。それを皆さん I T 津梁パークをつくる前に各地の I T パークというか、そういうところを見に行っただかと思うんです。それで、政府でやるのか完全に民間に任せるのか、そして第三セクター—県出資の団体に任せるのか、いろんな業態があるにせよ、やはりここを運営する母体となるのは民間の活力をしっかりと入れるような形態を、3年ぐらいかけて検討していただいて、次の指定管理の段階には所期の目的を達成するように、検討を常日ごろからやっていただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか簡単に質疑していくんですが、今回の資料によると民間資金を活用した民間 I T 施設が完成するまでの間ということなんですが、この民間施設というのは、この地図のどこに3年以内にどういう会社が完成させるのか教えてください。

○米須清光情報産業振興課長 I T 津梁パークの計画ではおおむね中核機能支援施設—県がつくる施設と、民間が立地してつくる施設と2つに分かれております。そして、委員のお手元の写真の中で中核機能支援施設と企業立地促進センターというのが、県が整備をする施設となっております。それからそれ以外、周辺に建物を13棟計画しておりますが、これらは民間のディベロッパーに建てていただいた建物を、県が借りて I T 企業に安く提供するという形の計画がございます。民間 I T 施設というのは、その周辺に建てる民間が活用する建物になります。

○渡久地修委員 だから3年以内に建つというのは、どこの会社がどこに建てて設計はどうなっているか具体的に教えてください。

○米須清光情報産業振興課長 今、民間 I T 施設を建てる企業を私どもも公募もしておりますし、現在、企業立地促進センターに入る企業につきましても、将来的にはおおむね3年をめぐりして I T ビルに移っていただくということで

公募をかけておりますので、既にここに現在2社、入居内定をしておりますので、その企業プラス新しくIT津梁パークの中に進出をいただく企業を想定しております。

○渡久地修委員 皆さんおおむね3年以内と書いてあるものだから、要するに3年以内にはそのそばにビルが建つわけですよ、これはもう確定しているんですかということです。それとも希望的な観測なんですか。

○米須清光情報産業振興課長 確実にここに建てるという確定は、まだいただいておりません。ただ、この施設に入居希望の公募をかけたときには、おおむね3年以内に民間ITビルに移っていただくという形で公募をしておりますので、私どもとしては、3年後には民間ITビルに移っていただけるということで考えております。

○渡久地修委員 少し整理しますが、この企業立地促進センターに入る企業がみずからITビルを建てるんですか、それともそこ以外のところが建てたITビルに、ここはおおむね3年たつと移ってもらう。どちらなんですか。

○米須清光情報産業振興課長 みずから建てることも可能ですが、民間のディベロッパーに建てていただいたITビルに移るということも可能です。

○渡久地修委員 では、この民間企業がITビルを建てる計画は、今のところないわけですよ。

○米須清光情報産業振興課長 確定しているものは、まだございません。

○渡久地修委員 確定していなくて、3年たったら入った企業はどうしますか。そこにITビルがなかったら、その企業はどこに行くんですか。延長するんですか、それともほかのところに出て行くのですか、どちらなんですか。

○米須清光情報産業振興課長 応募いただいたときに、おおむね3年でITビルに移っていただくということで公募をかけておりますので、企業の拡張も含めて、3年後にはそのITビルに移っていただけるよう、県としても今内定をしている企業の皆さんと、それに向けて取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員 ここにITビルを建てるというのは、私は簡単に1カ月、2カ月ではできないと思うよ。3年以内に建てるというのだったら、いろんな融資も受けるしもう現時点で既に計画とかいろんなものが走り出していないとできないと思うんです。半年で建つものでも1年で建つというのはどんなかと思うんです。だから、本当に3年で出て行って移る場所は確実にあるんですかと言ったら、ないと言っているわけでしょう。ないのに出て行けと言ったらその人たちはどこに行くんですか。

○米須清光情報産業振興課長 新しく2000平方メートルから3000平方メートルのビルを建てるのに、大体半年から1年くらいかかると見えています。今回応募をいただいている企業についても、これまでも民間ITビルを建てませんかということで、私どももいろいろ交渉して、その中で、今回県が建てる企業立地促進センターにまずは入居して地盤を固めてからということで話をやっておりますので、その入居いただいた企業がITビルを建てていただく可能性は十分にあると考えております。

○渡久地修委員 そう急成長してもらえれば非常にありがたいんですが、ぜひそうなるように、私もそう思うんですけども。観光商工部長、この企業立地促進センター今やりますよね、そして民間がITビルつくってる3年以内に移ってもらう、もし民間が建てきれなかったら、県がまたその土地を買ってITビルを建てるということは、もう絶対にはないですよ。

○勝目 和夫観光商工部長 要するに企業にニーズがあって、やはり雇用が確保できる。そして、ある程度公的資金をやっても、こういうふうに情報産業がどんどん広がっていくという意味で、賃貸工場など隣でやっていますので、賃貸オフィスと考えれば可能性ゼロとは言えない、ただ予算がなかなか難しいと。ただ、ニーズはあります。

○渡久地修委員 ゼロではないというけれども、このおそれが非常に限りなくあって私は懸念しているんです。そもそもこのIT津梁パーク自体が当初想定していなくて、土地が売れないからIT津梁パークにした。そこに企業を呼び込もうとしているけれども、来ないから中核機能支援施設を県が買ってつくった。それでもまた民間の施設呼ぼうとしたけれどもなかなか来ない、来てもらえない、さあどうしようかとしているときに、去年緊急の経済対策でお金がボンと来たから、これは使えるとあって、最初計画になかった企業立地促進セン

ターを皆さん急遽つくったわけでしょう。だから、さっき上里委員が言ったように、最初から計画していたら指定管理者は最初から一体で追加工事でこうなっていたはずなんです。なかったものを、緊急経済対策でお金が来たから、これは使えるとってつくったわけですよ。だから、これは本当にこのまま県のお金をどんどんつぎ込んでいくような仕組みになってしまったらいけないというので、この前私は反対討論もやったんですが。だから、おおむね3年以内というけれども、今のまま民間の企業が今の段階で建てるところもないというときに、また県が土地を買ってやるということになりかねないと。こんなことをやったら、もう県の財政は大変だということを、そこはどこかで歯どめをかけないといけないと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 隣の特別自由貿易地域でも賃貸工場を24棟建てて今入居企業が入っていますけれども、やはり実は今沖縄で一番必要なのはオフィス機能なんです、例えば100坪、200坪の。そして、企業は入りたいと言うけど、沖縄県にはそういう企業はなくて、ほかの県に行った事例もあるんです。ですから、せつかく雇用が生まれるこういうチャンスを、我々としては何とかつかまえたいと。それが、実際に空き家ではなくて既に2棟埋まりますので、そういう状況は、やはりビジネスチャンスとして我が部としてはきっちりつかまえたいと。もちろん財政の問題もありますけれども、沖縄特別振興対策調整費とか、そういうので工夫して今やっているところで、やはりそういうチャンスというのは我が部としてはできる限り、財政の制約ありますけれども、やっていきたいと思っております。

○渡久地 修 委員 ことしの2月議会で予算の質疑が出ましたよね。皆さんはあれを真剣に受けとめないといけないと思いますよ。この自由貿易地域の土地の売却ができないというのが、県の財政を圧迫している要因だということで、あれだけ指摘をされているんです。これが1つの原因になっているわけです。しかし土地はできたわけだから、どうするかというのを我々考えないといけないけれども、それをありますからとずるずるといって、これだけほかの福祉の問題いろんな予算もいっぱい必要なときに、やっていくのかという点では、どこかで1回やったからそのまま突き進めではなくて、きちんと検討しないといけないですよということを、私は指摘したいのです。

○勝目 和夫 観光商工部長 おっしゃるとおり、公的に県がおぜん立てしますというか、こういう施設をつくるというのは当然限界がありますし、我々として

は民間の活力をもっと生かしたいと。ただ、今経済環境がちょうど冷え込んでいるものですから、民間がみずからITビルを建てるというような流れがなかなかうまくいっていないところがありますけど、ただ企業立地促進センターに入っていたいたIT企業などは、すぐに200名が300名、500名ぐらいにどんどん大きくなる可能性がある企業などが入っておりますので、そういう流れも我々としては呼び込んでいきたいと。ただ、おのずと公的な施設には制限があるというのは、委員が御指摘のとおりだと思います。

○渡久地修委員 もうこの辺で終わりますが、とにかくこの流れを見ていると、企業が来る来ると言ってきたのがまだないわけですよ。だから県がどんどん中核機能支援施設をつくり、また企業立地促進センターもつくり、また3年たったら来なかったとあって、来年あたりまた補正予算でこの辺に何かをつくるのか、もうこんなことはやらないでほしいと。きちんと見直すべきものは見直してやらないと、ただでき上がったものをどうするかというのは、皆で真剣に議論してどうするかという点でやっていく必要あると思うんですが、その辺は私は指摘しておきます。だから、こういった問題が出るから、先ほど言った指定管理者のいろんな問題が出てくるわけですよ、指摘しておきます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第201号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続陳情が8件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情8件のうち、5件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の4ページをお開きください。

陳情平成21年第174号の2、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用した中小業者支援に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

3 原油・原材料高騰対策支援資金、中小企業セーフティネット資金を返済10年、据え置き2年に改善し、原油・原材料高騰対策支援資金の申し込み窓口を商工会・商工会議所のほか、市町村窓口でも申し込みできるように改善することについて、中小企業セーフティネット資金のうち景気対応緊急保証を適用する中小企業者については、平成23年3月末までの限定で、返済期間10年、据え置き2年に延長したところでありますので、その旨修正しております。

次に、11ページをお開きください。

陳情平成21年第194号、平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

2 現在の社会情勢に応じた、減額制度に見られる変更など、特別自由貿易地域の企業誘致の現況や課題を説明することについて、素形材産業賃貸工場を平成22年7月1日より供用開始いたしておりますので、その旨修正しております。

説明資料の12ページをお開きください。

陳情第35号、第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

沖縄市アメニティプラン株式会社は、経営の改善が見込めないとして、平成22年6月12日の株主総会において、解散決議を行っておりますので、その旨修正しております。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の18ページをお開きください。

陳情第87号、公的助成措置に関する陳情、陳情者社団法人泡盛マイスター協

会会長新垣勝信、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

社団法人泡盛マイスター協会は、泡盛の新しい飲み方の普及や泡盛の特徴や文化など幅広い知識に秀でた人材の育成等に取り組んでおり、泡盛製造業の振興に貢献している団体であります。

そのため、これまでに県としましても同協会の全国泡盛カクテルコンテストや全日本泡盛マイスター技能競技大会等に対する後援や県知事賞の授与などを実施してきたところであります。

本陳情において、活動の幅を広げる公的助成措置については、どのような事業活動に対するものかなど具体的な内容提示はありませんが、県としては、今後、県が実施する泡盛関連の事業に参加・協力していただくことなどにより、同協会の活動を支援していきたいと考えております。

続きまして、説明資料の20ページをお開きください。

陳情第136号、琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充に関する陳情、陳情者国立大学法人琉球大学学長岩政輝男、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

琉球大学国際沖縄研究所は沖縄の歴史、文化及び島嶼研究等を行う国際的な研究拠点として、沖縄に関する相互理解に貢献することを目的に設置されております。

今回の陳情は、新たに地域への政策提言を行い、沖縄とアジア・太平洋地域に関する島嶼学の研究確立等の国際的な研究活動を行うため、同研究所の機能拡充を図る計画であります。

本県においては、アジア・太平洋地域の社会・経済及び文化の発展に寄与する地域の形成に向けて取り組んでいるところであり、同研究所の機能拡充は、本県が進める国際交流・協力の推進に寄与するものと考えられます。

県としても、国際的な学術研究が進むよう、連携を図っていきたいと考えております。

以上が、観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 新規の陳情第87号についてですが、これは経過・処理方針で、具体的な内容提示はありませんがということでわざわざ言っているんですが、全国的な泡盛カクテルコンテストや全日本泡盛マイスター技能競技大会、こちら辺がどういうふうに行われているかというのを、少しかいつまんで説明してもらえませんか。

○登川安政商工振興課長 同協会が実施します全日本泡盛マイスター技能競技会がございますが、全国の泡盛マイスターが一堂に会して、最高の知識と技術を競う競技大会で、この競技会が開催されます。年に1回、東京都で開催している大会であります。そこで、この競技会に参加する方々は全国から参加して、最高賞としましては、総務大臣賞を授与しております。ちなみに昨年は9月に開催されております。それから、もう一つ同協会が実施しております全国泡盛カクテルコンテストがございますが、このほうは沖縄県の代表的特産品である琉球泡盛をベースとしたカクテルの創作技術を競う大会でありまして、部門的には、すぐに飲めるようなショートカクテル、ロングカクテル両部門を実施しまして、最優秀賞に総務大臣賞や、各部門の優秀な方々に対しても県から沖縄県知事賞を授与しております。

○当銘勝雄委員 書いてあるように、やはり基本的に泡盛を使わなければコンテストにならないですね。

○登川安政商工振興課長 すべて泡盛をベースとしたカクテルということになっております。

○当銘勝雄委員 それは当然、全国の技能競技であるとかコンテストであれば、それなりに費用がかかるわけですが、この費用を今、県はただ賞状をあげる程度であって何もやっていないわけですか。

○登川安政商工振興課長 県はこの大会等に対する支援金等は措置しておりません。ただ、東京都で開催する場合には県からも行きまして、県知事賞の授与をしております。

○当銘勝雄委員 次は同じく新規で、陳情第136号についてですが、これは琉球大学の国際沖縄研究所ということですが、これはいつ設立されたんですか。

○瀬川義朗交流推進課長 平成21年度に設立されております。

○当銘勝雄委員 これは、沖縄の歴史あるいは文化と島嶼研究を行うということですが、大学の中でそういうのももちろんつくられているわけですが、こういうものをつくるときの文部科学省の認可というか、こういうことで例えば財政はどうするのとか、あるいは研究費はどうするのとか、もちろん研究項目というか、こういうものを示してつくられたものについて、そこら辺はどうなっているのですか。

○瀬川義朗交流推進課長 陳情の要旨にありますように、今平成23年度の研究所の概算要求ということで、文部科学省に提出をなされているようです。その中身として、我々も大学そのものを所管してはおりませんので、急遽大学に聞き取りを行いました。そして、中身は機能拡充と組織整備ということがありますが、内容そのものは研究所に配属する専任の職員を7名増員をお願いすると。そして、現行が29名の職員が配置されているようですが、29名ともに各学部で席を置いたままで併任として配置をされているということがあるようです。それで、国立大学においては大学の評価委員会ということで、各機関が評価を受けるようです。それで、併任の職員ということになりますと、学部の評価というふうに見られがちで、設立された国際沖縄研究所の評価ということで、なかなか認められがたいという事情もあるようです。それと、そもそもこの機関は文系を中核とした研究機関ということで設立されているようですが、文系そのものが理系の研究実績等に比較すると、なかなか評価されにくいということも、そういう理由になっていると。そして、文部科学省からも、そういう指摘を受けているようでして、専任の職員を配置するようになっていると。そして、この要求に至っているということなんです。

○当銘勝雄委員 沖縄の歴史や文化、あるいは島嶼研究ということで、やはり沖縄の置かれている立地条件というのが、やはり島嶼としてアジア太平洋地域も島嶼性が強いわけですが、産業面のどうのこうのというのは余り見えてこないんですが、そこら辺も研究対象には入っているんでしょうか。どうなんですか。

○瀬川義朗交流推進課長 中核をなす研究分野としては、私たちが聞いたところによりますと、沖縄と沖縄に関連する地域、移民で行かれた北米・南米等を含めまして、それからアジア太平洋地域の島嶼地域の歴史・文化、そういうことが中核になっているということでした。そして、その要求に向けて人員増ということで要求をしているようですが、これからヒアリング等があるようです。それについては、今検討しているところということで、そこについて具体的には我々も承知をしております。

○当銘勝雄委員 今アジア太平洋地域の島嶼地域との経済交流についても、やはりこれから必要だということを言っているし、沖縄21世紀ビジョンについても、やはりそこら辺も少し研究されておりますし、かつてはアジア地域というのは水産の技術交流というか、そこら辺もかなり進められたら、ソロモン諸島とこの前あったりしているんですが、沖縄が今後アジア地域と連携をしていくという意味で、そういう産業面の強化がほしいという感じがするわけです。これ具体的に示されていないならば、そういうことで文部科学省に対して、例えば意見書を提出するよということですよ。その場合、我々としてはそういうものもやるのであれば、そういうものも入れていかなければならないだろうと思います。観光商工部としては、どう思いますか。

○勝目と夫観光商工部長 経済労働委員会で審議される対象となるかどうかということは、実は事前にいろいろ事務局同士で調整がありまして、これは国際とか交流という組織を持っていますので、学術研究とか、やはりそういういろんな話で、総合的な話ではないかということも議論されたと思うんですが、我が部としてヒアリングしていますが、なかなか内容がはっきりしないんですが、シンクタンク的な役割を担うということで、琉球大学自信が外に向けて情報発信しようということは大いに結構だと思って、応援したいと最終的に思って、今回臨んだというようなことでございます。

○当銘勝雄委員 せっかく地元で立脚した琉球大学の研究所として、つくられるのであれば、沖縄県の発展に大きく寄与できるような形でのお願いをするということで、やってもらいたいということで質疑を終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 関連する話ですが、この陳情第136号は観光商工部だけに
出ているんですか。

○瀬川義朗交流推進課長 その陳情が出されているということは、県議会に対
して出されているわけですが、先ほど申し上げましたが、その概算要求を琉球
大学が行う場合に、地元のそういう応援的なものがあれば好ましいではないか
ということで、文部科学省からも話があったということで、県議会だけではなくて、市長会・町村長会にも出されているようです。結果について承知してい
るわけではありませんが、そういうことで県議会にも出されていると。その中
で、いろいろ執行部と事務局の間で、先ほど観光商工部長からもお話がありま
したが、どこの委員会で審議したほうが好ましいのかということで、いろいろ
話をされた経緯もあるわけですが、最終的に経済労働委員会に付託するという
ことで、観光商工部がいろいろ調べた上で、お答えさせていただいているとい
う経緯です。

○座喜味一幸委員 何か、観光商工部には国立大学のしくみだとか、文部科学
省のいろんな予算・組織の要求の仕方とか、余りなじまないと思っているん
です。何かポイントが合わないのかと思いつながら、平成21年に研究所が設立され
ていますよね。設立されてまもなくにして、組織拡充の話がまたすぐ出てくる
というのが非常に腑に落ちなくて、研究所をつくりました、将来の長期ビジョ
ンはこうです、そういう国際貢献です、研究部門はこうすることで貢献してい
きますという、当初に、研究所設立のときに、それなりの組織のあり方、中身
も議論されて設立されたはずの研究所なんですよね。それが来年新たに組織拡
充をしてくるということが、突然に何か政治的な仕分けとかそういうものが入
って、それなりに必要ないからといってスパッと切られたという背景があるの
か、どうですかその辺の情報ありますか。

○瀬川義朗交流推進課長 そういうことについては承知しておりません。

○座喜味一幸委員 何か、そういう流れが非常に見えにくくて、我々は県議会
で意見書を出すんだけど、ポイントが見えにくいというか、問題点が見えにく
いというか、何をどうして議論して我々はオーケーを出せばいいのかというよ
うな組織のあり方、研究の中身が問題になっているのか、それとも人員だけで
済む問題なのか、研究員がほしいのか、どちらなのでしょう。

○瀬川義朗交流推進課長 我々が明確にお答えするということはできませんし、立場でもないと考えております。その方々からお聞きになるのが一番じゃないかと。実は、そういうふうに思っておりました。そして、急遽確認できたのが先ほど説明させていただいたことなんです。

○座喜味一幸委員 何か筋立てが合わないと思うんですが、少なくともこれは本気で議論しようとする、大学の方を呼んで、参考人招致して連携をしながらじゃないと議論できないと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 陳情第87号の泡盛マイスター協会の陳情についてよくわかりません。教えていただきたいと思うんですが、この協会というのがどういう団体なのかと思って、泡盛マイスター協会というのがどういう役割をしていて、いろいろ貢献しているとか、泡盛の知識に秀でて人材の育成に取り組んでいるという内容があるんですが、実際ぴんとくるのは泡盛製造組合ですとか、いろいろ製造者の皆さんの組合はピンとくるんですが、泡盛マイスター協会というのはどういう組織か教えていただけないですか。

○與那原良克薬務衛生課班長 泡盛マイスター協会につきましては、我が国における泡盛マイスターの資質の向上、それから泡盛を中心とする飲料に関する正しい知識の普及、それから接遇技術の向上、食品衛生の推進等を通じまして、国民に豊かな食生活を提供して、飲食店の振興に寄与するという団体でございます。

○仲宗根悟委員 陳情の文章にも読み取れるんですが、当協会は泡盛の特徴・歴史・文化・製造方法及び料理等云々とありまして、認証制度あるいは養成講座を行っている。その認証をいただいた、あるいは養成講座を、実際どういう方々が受けているのか。そして、この方々がどこでどういう活動をしているのかということをお教えいただけないですか。

○與那原良克薬務衛生課班長 泡盛マイスター制度は、泡盛についての特徴や歴史・製造方法、沖縄の歴史・文化等を、そういった知識をもって、泡盛の魅力を普及させるという方々でございます。そして、現在泡盛マイスターの認証

取得者が280名となっております、いろいろお酒の販売業について、泡盛の知識を広く普及しているということでございます。

○仲宗根悟委員 全国泡盛カクテルコンテストですとか、全日本泡盛マイスター技能競技大会とあるんですが、全国で280名いるというような理解の仕方ではないのでしょうか。

○與那原良克薬務衛生課班長 泡盛マイスターは全国で280名ということですよ。

○仲宗根悟委員 話を戻しますが、泡盛マイスター協会というのは今新垣さんが会長なんですが、これは沖縄支部ということですが、全国組織ということでしょうか。

○與那原良克薬務衛生課班長 泡盛マイスター協会は、沖縄県の法人でございます。

○仲宗根悟委員 経過・処理方針の一番下の段に、県が実施する泡盛関連の事業に参加・協力していただくことにより、同協会の活動を支援していきたいとするんですが、これから読み取れるのは、県が実施する事業には参加していないんですか。

○登川安政商工振興課長 これまで同協会が実施しています、カクテルコンテスト、そういったものは自主事業でございます、今県から同協会に対する補助事業でありますとか、そういったものはございません。

○仲宗根悟委員 では今回のこの陳情というのは、協会が主催する何らかの公的助成措置をしてもらいたいと、それだけなんですか。県の主催する事業とかというのは、皆さんも呼びかけているけどなかなか参加していただけないという状況なのか。

○登川安政商工振興課長 この陳情の中で公的助成についての、どういったものに対して支援していただきたいという明確な記述はないんですが、この陳情全体の趣旨等から推測しますと、これまで開催している全国泡盛カクテルコンテストとか、そういった全日本泡盛マイスター技能競技大会など、さらにこれから実施する同協会の事業に対して、助成措置をお願いしたいということだと

推測していますが、県としては今後さまざまな泡盛関連事業を実施しています。そういった中で、同協会の泡盛を振興するためのカクテルベースの泡盛の活用とか、そういったこの協会の地域・技能を活用できて、泡盛産業の振興につながるような事業には、ぜひ連携しながら協力・参加していただきたいということでの、陳情処理の方針でございます。

○仲宗根悟委員 この新垣さんたちの組織というのは、泡盛の製造者の方々ではなくて、それをどうにか普及させたいというような、バーテンダーもそうなのかな、そういった感じの方々なのか、販売の皆さんでそういった知識を得て、泡盛を普及させたいというような方々なのか。

○登川安政商工振興課長 ここは飲食業の振興というところから、バーテンダー関係が中心となって、さらに泡盛を販売する事業者、そういった方々が会員となっております。製造事業者はこの協会には入っておりません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 一、二点お尋ねしたいんですが、まず泡盛マイスター協会の件なんですが、これは泡盛の製造所、いわゆる酒をつくるメーカー側との関係はどうなっていますか。

○登川安政商工振興課長 先ほど説明しましたように、泡盛マイスター協会には、いわゆる酒造所の事業者は入っておりません。ただ、やはりこの泡盛関係のカクテル活用という形での泡盛振興をする事業者ということで、例えば全国泡盛カクテルコンテストの開催に当たっては、商品関係の協力とか、そういった形で全面的なバックアップはしていると聞いております。

○前島明男委員 私思うんですが、泡盛の振興に大きく寄与しているわけですから、県に補助金の要請をする前に業界側に協力依頼もして、そこからどの程度の補助があるのか、その辺はどうなんですか、全然補助はないんですか。泡盛の販売を振興するために、こういうことを彼らはやっているわけですよ。そうであれば当然、製造側—メーカー側から泡盛マイスター協会に対しての補助があっても、私はしかるべきじゃないかと思うんですが、その辺は全然ないんですか。

○登川安政商工振興課長 泡盛マイスター協会に対する酒造組合一泡盛業界からの支援につきましては、これは聞き取りでありますけれども、泡盛マイスター協会が開催する泡盛関連のコンテストに対して、毎年一定の助成をしていると聞いております。

○前島明男委員 いわゆるその都度出されているのか、あるいは年間幾らかと、助成金という形では出されていないんですか。

○登川安政商工振興課長 毎年度、定額という形で助成をしていると聞いております。

○前島明男委員 その金額は幾らですか。

○登川安政商工振興課長 毎年度50万円の助成をしていると聞いております。

○前島明男委員 多い少ないを言うとメーカー側が怒るかもしれませんが、もう少しあってもいいのではないかと思うんですが。その上で、どうしても運営上少ないというのであれば、今県の大変厳しい財政状況の中で、皆さん方が苦勞して、四苦八苦しているわけですから、その辺のことも勘案してやっていただきたいと思います。

次に、この琉球大学からの要請なんです、琉球大学国際沖縄研究所その組織自体、例えば研究所の所長がどなたで、学長がそういう所長になったのかわかりませんが、そういう組織だったものも資料としてないし、構成がどういう構成になっているのか、平成21年度に設立されているわけですから、平成21年度はどのような事業計画があって、予算がどうあってというようなことも資料として、当然添付されてしかるべきだと思うんですが、ただこの陳情書だけでは、我々も審査のしようもないし、その辺の資料は、皆さん方は琉球大学側から取り寄せていないんですか。平成21年度の事業計画だとか収支計画決算書とか、そういうのは全然とっていないんですか。

○瀬川義朗交流推進課長 当委員会に付託されるまでの間と、その後我々が聞き取るという時間の制約もありまして、今前島先生言われるような、そういう詳細な組織の体系であるとか、事業の内容であるとか計画であるとか、そういうものは手元にはございません。また、その中では取り寄せることはできませ

んでした。

○前島明男委員 これは、いつ陳情書出されたんですか。6月24日に出されていますよね、その時点でいろんな資料を取り寄せる、きょうまでの時間はあったと思うんですが。これだけでは、僕らも審査のしようがないのではないか。この研究所が、一体どういうことをやってきたんだと。そして、これから次年度はどういう計画で、どうしたいんだというようなことが見えてこないんだよね。これはもう審査のしようがないと思うんですが。

○瀬川義朗交流推進課長 琉球大学から、先ほど聞き取りを行ったと説明をしました。大城副学長へ来ていただきまして、その中で我々が入手できた資料というのは、先ほど説明をさせていただいたことでした。

○前島明男委員 県議会の常任委員会でこういうことを出すからには、しっかりとバックデータを持って皆さん方は出さないと、我々皆さんの口頭説明を信じないわけではないんですが、しっかりとそういうデータを、こうこうですということでもらいたいと思います。

○勝目和夫観光商工部長 委員おっしゃるとおりだと思います。我々も我が部が窓口になるということで慌てて資料収集して、きのう実は副学長を県に来ていただいて、きちんとヒアリングして資料提供を求めたのが、この程度だということでございまして、我々も実は困っているという状況で、その辺はお酌み取りをお願いしたいということでございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 国際沖縄研究所の件ですが、たしか法政大学にこの種の沖縄研究所というのがありますよね。浦添市の比嘉実さんが所長か何かでかかわっていて、あそこは結構歴史のある研究所になっていると思うんですが。私は他のあれだけの立派な大学で、沖縄の歴史・文化を研究していこうというものを設置して取り組んでいるということからすれば、むしろ沖縄県内の琉球大学で、この種の取り組みをやっていくというのは、むしろ遅きに失するものであって、大いに我々としてはぜひ頑張ってもらいたいと、基本的にはそう思います。ただおっしゃるように、どういう視点で研究をやっていただくのか、島嶼県沖縄

ということですが、今国際交流という視点で、観光商工部長からの説明で観光商工部に付託されているということですが、観光商工部がふさわしいのか、あるいは他のところがいいのかという感じはするけれども、それはそれとして、私は文部科学省、政府に対してこの研究が充実できるように支援をしてもらいたいという、意見書を出してくれというようなことですから、大いに結構なことではないのかという感じはいたします。したがって、もう少しこの陳情を受けたからには、観光商工部長のほうでもまだ時間が少ななくて、この趣旨が十分に理解できかねるという説明ですが、今度、恐らくこれは継続になると思いますから、次回には意見書を出されるように、もう少ししっかり聞き取って、ぜひ前向きに検討していきたいと思っていますから、この辺のところコメントしてください。

○勝目和夫観光商工部長 その件は我々も情報収集に当たって、この資料提供しかできなかったことについては、事情を酌み取っていただきたいとは思いますが、ただ趣旨については、先ほど法政大学のそういう研究所があるし、早稲田大学でもアジア太平洋センターみたいなものがあるし、やはり大学が積極的に情報を発信していくというような方向性は、我々としても側面から支援していきたいという趣旨ではございます。実は事情があるようなんですが、要するに文部科学省との関係の予算の要望がありますので、その辺のことも踏まえて彼らの要請が遅かったのかなど。継続になると、やはりそのタイムスケジュールが間に合わないという事情もありますので、よろしく御配慮お願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 観光商工部長、私はさっきからこの審査を聞いて一番感じたのは、やはり県の経過処理方針等がありますよね、この辺に、もう少しインパクトのある処理方針を出してくれたらよかったですと思います。上のほうに国際交流・協力の推進に寄与するものと考えられますとあるんですが、もう少しインパクトのある処理方針をしないから、そういうことなんですよ。なぜかという、これの7行目見てください。当研究所の趣旨がここできれいにうたわれているんです。沖縄県における学問的・文化的資産、将来大きく飛躍を、発展させる沖縄県の問題なんです。将来を展望した研究所の中で、こういう話をしたいと。国の予算の問題なんです。そして、ここでうたわれているように平成23年度というのは、この6月議会で我々県議会がしっかりしないと、概算要

求に間に合わない、そういうことなんです。これが継続して間に合いますか。その辺、観光商工部長がしっかり答弁しないと、今具志委員の質疑で答弁したんですが、しょっぱなにこの答弁をしてもらわないと。そして、その位置づけがいかに大切なものかというのを言っていたで、ここの下のほうに機能・拡充を求める意見書の提出をという、その部分も大切なところなんです。ただ、さっき座喜味委員が言われたように、予算とかいろんなしがらみがあると思います。ですから、県議会以外にも沖縄県のいろんな市町村か自治体かわかりませんが、要請を出されて、そういった処理方針をしっかりといただければ、もっと委員の理解が得られると思うんです。それについて観光商工部長答弁してください。

○勝目 和夫 観光商工部長 処理方針をさらにしっかり答弁するということについての、我が部の理解との差があって、それで基本的な方向として応援したいというぐらいに、今回議論した中でとどめたという背景があります。そして、予算の件については、向こうの事情ですので申し上げるわけにはいかなかったんですが、一応一言申し添える予定ではありましたが、おくれたことは済みませんでした。

○中川 京貴 委員 窓口が経済労働委員会なのかほかの委員会なのかということもあったかもしれませんが、やはりこういった島嶼県ということで、離島県である沖縄県ということ国立大学でしっかりさせていただくためにも、県が全力でバックアップするというぐらいの気持ちがないといけないと思うんですが。これからもいろんなものが出てくると思うんです。ぜひ、県はそういった沖縄県が全国または世界に発信できるいろんな調査機関があることについては、協力していただきたいと思います。

○勝目 和夫 観光商工部長 当初に我が部ではないと言っていた企画部、総務部総務私学課、この付近のところとも、学術振興などはやはり企画部でいろいろ持っていますので、いろんなものにわたるものは我々としてもむしろ企画部じゃないかと話はしたところでもありますけれども、向こうとも連携して協力していければと思います。

○玉城 ノブ子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今話の出た企画部との投げ合いですが、これは経済労働委員会に付託するのは県議会が決めるの、それとも皆さんのところが決めて、自動的にこちらが対応するのか、どちらが決めるんですか。

○勝目と夫観光商工部長 最終的には議会事務局で判断していただいています。総務企画委員会とかいろいろあったようですが、最終的には議会事務局で判断して、こちらの経済労働委員会になっているということです。

○渡久地修委員 私も、これは先ほど具志委員からあったように、こういったのがなかったのが不思議だと思うぐらいなんですが、ほかにこういった、いわゆるシンクタンク的な機能、政策形成機能とか持った研究所というのは、ほかに琉球大学、沖縄国際大学にどういったのがあるのかが1つ。そして、一番わかりやすいものとして今回この研究所が現に今取り組んでいる研究テーマ、こちらにはいろいろ国際とかあるけど、テーマがあれば教えてください。そして、まだ設立した段階なんですけど、発表された論文等があれば教えてください。

○勝目と夫観光商工部長 県内の大学なんですけど、沖縄国際大学においては南島文化研究所というのがございます。それから沖縄大学では地域研究所というのがあります。名桜大学については総合研究所—これは沖縄本島北部地域に関する研究というようなものなどがございます。ちなみに他都道府県では早稲田大学には沖縄関係で、アジア研究センターの中に琉球沖縄研究所というのがあるようです。あと、京都大学には東南アジア研究所と、そして、法政大学には沖縄文化研究所というところがあって、各大学いろいろ研究機関を設けているということです。それと、あと1点これまでの実績を彼らからもらったデータで読みますと、大体6部門ぐらいがありまして、琉球沖縄研究部門というのがあるって、例えばその中で琉球史の研究成果記録を普及することを目的とすると同時に、市民と共に琉球史を再考するための研究活動を実施したとか、あと太平洋島嶼研究部門では、島嶼研究というのは、今琉球大学でもともとやっているとところがありまして、こういったものを情報とかエネルギーとか、先ほどの水産とか漁労文化、食文化、島嶼にわたるいろんな研究を進めているという話とか、あとアメリカ研究部門というのがあるって、研究しているということはどうなっていますが、どういう内容かまではちょっとわかりません。それからアジア研究部門、それから移民研究部門、そういうものの研究を深めるというようなことなど、それから現代の沖縄研究部門、この件はシンクタンクとして深化していきたいというようなことも踏まえて、新たに今回これらを併任ではな

くて専任の研究者7名体制で、シンクタンク機能や研究所としての形をつくっていききたいというのが実績でございます。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から琉球大学国際沖縄研究所に関する資料を全委員へ配付するよう要求があり、執行部から配付された。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 これはもう終わります。あと泡盛ですけれども、泡盛マイスター協会からこういう陳情が出ていますが、皆さんの泡盛産業に対する位置づけというのか、今どういう現状にあって、どういう課題があって、県はこれからどんなふうに泡盛産業を持っていきたいのかという基本的なところを教えてください。

○勝目 和夫 観光商工部長 泡盛については今どちらかというと復帰特別措置の延長の件を中心に話題になっていますが、泡盛業界は実はここ二、三年製造・出荷額が減少してしまっていて、やはり焼酎ブームとかいろんな影響等も受けながら、今苦戦しているというのが現状でございます。そして、我々としてはやはり沖縄の文化の1つである泡盛という観点と、あと製造業そのものということで、やはり支援していきたいということで、販路拡大とかいろんな出口の部分で、もう少し支援するべきではないかというようなことを、今考えているところでございます。あと、基本的な話としてはデータベースなどを構築しましたので、こういう情報発信をすること、あと外に向けてもう一度きちんと泡盛を理解していただく、販路拡大をするというようなことを今力を入れているというような状況であります。

○渡久地修委員 今泡盛マイスター協会から出ている情報は、その支援というのも1つだと思うんですが、この資料を見ると平成16年のピークから即伸び悩んでだんだん落ちてきていますよね。このピークになった平成16年というのは何か理由があったんですか。

○登川 安政 商工振興課長 泡盛の出荷量のピークは平成16年でございます。そ

こから、昨年度まで右肩下がりで苦戦していますが、平成16年は、実は全国的にも焼酎ブームがあって、そこに向けて伸びたというところがあります。それと、いわゆる沖縄ブームでほかの県産品関係も売っていたところで、沖縄ブームと焼酎ブームがあった平成16年がピークだということで、今ただ焼酎関係が全国的にも苦戦していて、泡盛も焼酎と一緒に今厳しい状況になっています。

○**渡久地修委員** 泡盛の製造に直接携わっている人たちがいますよね。そこにかかわっている人たちの数がどれくらいなのか。これを運送する人たちがいますよね。そしてこれを提供する居酒屋とか飲み屋とかありますね。そこをひっくりめると、泡盛産業というのはどれだけの人か沖縄県全体でかかわっているんですか。

○**勝目と夫観光商工部長** 今即答できませんが、泡盛の従事者は大体1000人前後で、最新の統計では平成21年1066名の人たちが従事しております。それで、居酒屋とか搬送に関係する人たちも含めたら、やはり相当な波及、影響を、ホテル等も含めているところ泡盛が飲まれておりますので、相当な影響はあるということです。

○**渡久地修委員** 相当というのはわかるけど、幾らかというのはわかりませんか。

○**登川安政商工振興課長** 他産業に対する波及的な全体的な数字ということなんですが、県ではその調査を今年度かけているところです。これまで、そういった形での県による産業連関調査をしていなかったものですから、今回はやはりビールも含めながら、他産業にどれくらいの効果を及ぼす業種なのかどうかを調査することになっております。

○**渡久地修委員** 結果はいつ出ますか。

○**登川安政商工振興課長** これから委託して、時期もありますから秋口までには出せるような形で作業します。

○**渡久地修委員** いわゆる酒税の問題、それから今後、泡盛産業を育てていくために何が今必要なんですか。

○登川安政商工振興課長 泡盛に対しては、今売り上げが落ちているのは、やはり全国的にも少子高齢化が進みながら、お年寄りがなかなか酒を飲めなくなってきたと。それと若者の泡盛離れもございます。その中で販路をいかに拡大するかが大事なことから、先ほどの泡盛マイスター協会もありますが、これからいろんな飲み方、若者に受けるような飲み方に向けて販路拡大が一番大事かと考えております。

○渡久地修委員 とにかく泡盛が今かなり伸び悩んでいますので、これからどうするかというのを皆で考えないといけないので、ぜひ皆さんも頑張って泡盛マイスターのことも含めて、大いに努力していただきたいと要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 今この陳情第87号を議論していますけれども、この陳情者から聞き取りはしなかったんですか。

○登川安政商工振興課長 聞き取りといたしますか、実は泡盛マイスター協会とは頻繁に対応しているところで、こういった趣旨の助成という意味合いですけれども、聞き取りというよりも、支援をぜひお願いしたいと、我々の活動を理解してほしいということでの対応をしています。

○上里直司委員 今回の沖縄特別振興対策調整費の中で、泡盛業界に対するマーケティングだとか販路拡大の予算が出ていますから、県が実施する泡盛関連の事業と皆さんは書いてありますので、いろんな意味でいろんな泡盛関連の団体を集めて、ぜひ意見を聞いていただいて、必要な措置は何なのかということ、ぜひ取り上げてください。そこは要望して終わりにしておきます。

泡盛ももっといきたいんですけれどもこの辺にして、あと1点だけ特別自由貿易地域の陳情です。陳情平成21年第194号なんですけど、今回一般質問でも取り上げました船舶法第3条の大臣特許の件で、このことは、こちらにあるような現在の社会情勢に応じた云々かんぬんで、企業誘致の現況や課題を説明するというようなこととあるんですが、ここについては説明はされましたでしょうか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 この陳情について、今年度の2月3日、4者

協議会といいますか、うるま市や沖縄市も含めまして、中城湾新港地区協議会に対しまして説明してございます。

○上里直司委員 大臣が特許の基準について説明したのは、その後じゃないですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 経済特区の申請の話をしてしまして、その後あちらの総会後の懇親会がございましたので、その中で若干の情報提供ということで、させていただきました。

○上里直司委員 これは新しく出た話なんですから、皆さんこれを説明しましたよということで、陳情の経過処理方針にぜひ盛り込んでいただきたいんです。そこは指摘をしておきます。一般質問での答弁でも、ある会社が企業進出の計画を検討されているということがああるんですが、この政府の方針によって、そのほか、問い合わせとか企業から相談を受けたとか、そういうものというのはありませんでしたでしょうか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 新聞等にも出ましたので、幾つかの問い合わせはございます。それから、少しいろいろ外国船籍を使わないといけないということで、そこら辺の船籍を持った企業も興味を示しまして、話を進めているところはございます。

○上里直司委員 これは確かに陳情の趣旨としては、この新港地区の協議会の皆さん方でありませけれども、ぜひ他の産業、他の団体等にも、今度の法の一部規制、一部規制というのか大臣の特許基準と、皆さんの物流コスト軽減にかける姿勢を、もう少し説明をしていただいてPRに努めていただきたと思うんですが、観光商工部長いかがでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 このカボタージュの対象が、特別自由貿易地域とか自由貿易地域那覇地区に限られるということもありますが、やはりこれから我々、毎年定例的に企業立地セミナーを東京都や大阪府、名古屋市でやっていきますので、それをメインとは言わないまでも、大いにPRしていきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 先ほどの陳情第87号の処理方針の件がありましたけれども、これは要望ですが、同協会の活動を支援していきたいと考えておりますということではなくて、実は今、泡盛のリキュールが全国的にも注目を浴びているんです。これを出そうとしている人たちがたくさんいるんです。これはどういうことかということ、農商工連携の事業ではないけれども、ほかの沖縄の県産品とのかけ合わせで、新しい産業になり得るわけです。だから、そういう積極的なものを泡盛マイスター協会に働きかけて、どんとつないでいくということもやってほしいんです。だから、これを支援していきますとかというレベルでは全くなくて、チャンスだということで引っ張り込んで、こういう商品ができないかということ、今いろんな新しい商品、ブランドをつくろうという動きがあるわけですから、やはり県がそこに引き込んでいってもらいたいと思います、そこだけ要望します。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時23分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第80号外45件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただ今から、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続18件、新規28件でございます。

なお、継続陳情13件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の1ページをお開きください。

継続案件の陳情番号平成20年第80号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

2ページのアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

平成21年度着工を予定していた伊江I号支線、伊江原支線については、同委員会から示された答申を踏まえ、工事を休止することとしております。

なお、4ページの陳情番号平成20年第84号につきましても、6ページにおいて同様の修正を行っております。

次に、14ページをお開きください。

陳情番号平成21年第39号につきましても、16ページにおいて同様の修正を行っております。

次に、25ページをお開きください。

継続案件の陳情番号平成21年第182号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

以前に、配付されたリーフレットの中に、観光ダイバーが、美ら海連絡協議会に加入している事業所及び船舶しか利用できないと誤解させるような表現がありましたが、現在は修正されています。

なお、29ページの陳情番号平成21年第211号につきましても、同様の修正を行っております。

次に、新規陳情について御説明いたします。

39ページをお開きください。

陳情番号第56号、陳情区分新規、件名沖縄黒糖市況対策に関する陳情、陳情者沖縄県黒砂糖工業会会長新里光男であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

黒糖を取り巻く環境は、近年の経済不況のもとで、輸入含みつ糖や再製糖との競合により、厳しい販売状況となっております。

このため、県としては、町村や黒砂糖工業会、JAおきなわ等で構成される沖縄県含みつ糖対策協議会で、毎年5月10日を黒糖の日として制定し、販売促進対策の強化を図っているところであります。

具体的な取り組みとしては、①黒糖の日の関連行事として、機能性豊かな黒糖の可能性についてなどの講演会やシンポジウムの開催、②沖縄黒糖の効能紹介、新製品開発等の沖縄黒糖PRのプロモーション活動、③県外大手黒糖ユーザーとの情報交換・講演会の実施、④ファーマーズマーケット及び黒糖生産町村での販売促進などに取り組んでいるところであります。

また、沖縄産含みつ糖の抜本的な経営安定を図るため、平成22年2月1日に町村、黒砂糖工業会、JAおきなわと連携して、①沖縄の含みつ糖地域におけるさとうきび生産農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定や施設の整備費の拡充・強化、含みつ糖の販路拡大を図るための所要の予算額を確保すること、②含みつ糖価格の著しい低落に対して補てんを行う事業の創設を行うこと、③含みつ糖地域のさとうきび生産農家及び含みつ糖企業の経営安定が図られるよう、分みつ糖地域と同等の支援策を講ずること、④沖縄産含みつ糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分を明確化するため、含みつ糖の品質表示基準や原産国表示を規定することについて、国に対し要請しているところであります。

今後とも、関係機関と連携し、含みつ糖地域におけるさとうきび生産農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定などが図られるよう、国に対し強力に要請してまいります。

次に、41ページをお開きください。

陳情番号第59号、陳情区分新規、件名含みつ糖振興対策に関する陳情、陳情者伊江村議会議長内間博明であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

沖縄産含みつ糖の生産は、分みつ化の困難な離島地域において行われており、これらの離島経済において重要な地位を占めております。

これまで、当該離島経済の安定や農家所得を確保するため、沖縄振興特別措置法に基づき、含みつ糖企業の経営安定と合理化などが進められております。

しかしながら、含みつ糖の生産は気象条件によって大きく左右され、需給の安定が厳しい状況にあり、価格も不安定となっております。

特に、最近の黒糖市況は、輸入含みつ糖及び再製糖との競合とあわせ、昨今の経済不況により、消費が低迷するなど厳しい状況にあります。

このため、県としては、平成22年2月1日に含みつ糖生産町村、黒砂糖工業会、JAおきなわと連携して、①沖縄の含みつ糖地域におけるさとうきび生産

農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定や施設の整備費の拡充・強化、含みつ糖の販路拡大を図るための所要の予算額を確保すること、②含みつ糖地域のさとうきび生産農家及び含みつ糖企業の経営安定が図られるよう、分みつ糖地域と同等の支援策を講ずること、③沖縄産含みつ糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分を明確化するため、含みつ糖の品質表示基準や原産国表示を規定することについて、国に対し要請を行ったところであります。

今後とも、関係機関と連携し、含みつ糖地域におけるさとうきび生産農家所得の確保及び含みつ糖企業の経営安定などが図られるよう、国に対し強力に要請してまいります。

なお、含みつ糖地域の営農指導強化につきましては、J A 営農指導員が駐在していない竹富町地域に J A おきなわが昨年、専任の営農指導員を配置したところであります。

次に、43ページをお開きください。

陳情番号第63号、陳情区分新規、件名全国豊かな海づくり大会の開催誘致に関する陳情、陳情者糸満市長上原裕常であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水産業に対する認識を深めることを目的として開催される国民的行事であります。

大会は、大会推進委員会及び開催県の共催で行うこととなりますが、式典及び警備費などで多くの費用が想定されます。

また、開催に当たっては、関係市町村及び関係団体との費用負担割合、開催準備、実施体制など多方面からの検討が必要であります。

県としましては、これらの課題の検討を踏まえ、関係市町村、関係団体と連携し、全国豊かな海づくり大会の開催について検討する必要があると考えております。

次に、45ページをお開きください。

陳情番号第64号、陳情区分新規、件名全国豊かな海づくり大会の誘致に関する陳情、陳情者糸満市議会議長上原勲であります。

要旨につきましては、省略いたします。

経過・処理方針については、第63号と同様であります。

次に、46ページをお開きください。

陳情番号第88号、陳情区分新規、件名国内における口蹄疫発生に伴う畜産農家支援に関する陳情、陳情者美ざ島美しや市町村会会長下地敏彦であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

畜産農家は、宮崎県での口蹄疫の発生に伴い、5月から家畜の競りが中止となり、厳しい経営状況にあります。

このため、県としては、口蹄疫侵入防止対策及び畜産農家などに対する支援として、①消毒剤や消毒機材などの整備、②家畜の飼料代の補助、③生活資金又は運転資金の利子助成などに対し、約1億1千万円を予備費で対応しております。

6月補正予算としては、①消毒剤や消毒機材などの整備、②家畜の飼料代の補助、③生活資金又は運転資金の利子助成、④出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、⑤新たな輸送ルート確保のための貨物船コンテナ輸送料の補助などで約8億3600万円を計上し、予備費と補正予算を合わせて、総額約9億4600万円の支援を考えております。

また、JAおきなわは、畜産農家に対し、子牛1頭当たり15万円から20万円の仮渡し金を支給しております。

家畜の県外出荷の新たな輸送ルートの開拓については、家畜市場開設者であるJAおきなわ等と連携し、博多ルートを確認しているところであります。

国に対しては、①滞留家畜の飼料代の助成、②肉用子牛の月齢等の要件緩和、③新たな輸送ルートの変更に伴う輸送コストの上昇分に対する助成、④国の金融支援措置の無利子化や資金使途に生活資金等も含めることなどについて、未発生地域においても対応策を講じるよう、去る6月17日に、市町村、JAおきなわと連携し、国へ強く要請しているところであります。

なお、県外からの新規購買者の誘致については、JAおきなわ、市町村等と連携し、全国の新規購買者との面談や、購買者のニーズ調査、市場案内パンフレット等の配布などを通じて、誘致活動を行っております。

次に、48ページをお開きください。

陳情番号第89号、陳情区分新規、件名国内における口蹄疫発生に伴う畜産農家支援に関する陳情、陳情者南部市町村会会長城間俊安外1人です。

要旨につきましては、省略いたします。

経過・処理方針については、第88号と同様であります。

次に、50ページをお開きください。

陳情番号第90号、陳情区分新規、件名国内における口蹄疫発生に伴う畜産農家支援に関する陳情、陳情者沖縄町村会会長城間俊安外2人です。

要旨につきましては、省略いたします。

経過・処理方針については、第88号と同様であります。

次に、51ページをお開きください。

本ページの陳情第107号から61ページの第116号までと、62ページの第118号、及び63ページの第119号、64ページの第125号、それから、65ページの第131号から68ページの第134号まで、さらに、71ページの第144号の陳情につきましては、全国豊かな海づくり大会の開催誘致に関する陳情となっております。

経過・処理方針については、すべて、陳情第63号と同様の内容となっております。

次に、69ページをお開きください。

陳情番号第135号、陳情区分新規、件名県花デイゴ再生への早急な取り組みに関する陳情、陳情者竹富町議会議長新博文であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県内におけるデイゴの被害は、平成17年に石垣島で初めて発生が確認され、現在、県内全域に広がっております。

デイゴヒメコバチの防除については、県森林資源研究センターにおいて、発生数や発生時期等の調査を踏まえ、薬剤散布や薬剤樹幹注入による試験を行い、防除法を確立しております。

防除については、デイゴの所有者や管理者に対し、指導を行ってきたところであり、所有者や管理者、NPOによる自主的な防除が行われております。

県においては、緊急雇用創出事業等により、薬剤樹幹注入や薬剤散布による防除対策を実施するほか、薬剤散布の技術指導や寄生している枝の除去を行うとともに、薬剤散布機の貸与等の支援を行ってまいります。

また、全県で防除ができるよう、市町村等と連携し、予算措置等も含めて、対応を検討してまいります。

さらに、防除対策の低コスト化に向けて、県森林資源研究センターと連携し、新たな薬剤の効果試験や使用方法の改善等について取り組んでいきたいと考えております。

次に、72ページをお開きください。

陳情番号第146号、陳情区分新規、件名美ら海協力金問題の即時是正に関する陳情、陳情者長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

美ら海協力金の徴収状況については、ダイビング事業者等に確認したところ、観光ダイバーに対して、美ら海協力金が任意であることを示したリーフレットを配布し、趣旨を説明した上で支払いを受けており、これまで強制的に協力金

を徴収したことはないとのことであります。

また、美ら海連絡協議会では、専用のホームページを立ち上げ、観光ダイバーに対する美ら海協力金の趣旨説明と周知対策を充実させておりますが、一部のダイビング事業者のホームページでは、美ら海協力金が任意であることの説明に不十分な表現があるため、美ら海連絡協議会のホームページにリンクさせるなどの改善を指導しているところであります。

今後とも、県では、関係者に対して、観光ダイバーなどへ、当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導してまいります。

次に、74ページをお開きください。

陳情番号第148号、陳情区分新規、件名有害鳥獣被害に関する陳情、陳情者石垣市農業委員会会長宮城博光であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

沖縄県における鳥獣被害防止対策については、平成19年12月に制定された鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村等協議会を設置しており、県では市町村が策定する鳥獣被害防止計画に必要な情報提供や助言を行うなど、鳥獣被害防止対策を総合的に推進しているところであります。

石垣市においては、平成21年9月に鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業により、石垣市有害鳥獣対策協議会の開催、被害調査、カラス捕獲箱の設置等を実施したところであります。

また、石垣市西部地区においては、中山間地域総合整備事業により、平成21年度にイノシシ侵入防護さく17.7キロメートルを設置し、平成22年度に5キロメートル、平成23年度に4.1キロメートルを設置する計画であります。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情番号第56号、沖縄黒糖市況対策に関する陳情、これは本会議でも私は質疑しましたが、最終的には本会議で答弁したものは、制度を適用しないと、いずれにしても今のままでは輸入含みつ糖、輸入黒糖との差とか、あるいはこれまでの粗糖に対して糖みつを加えたものとか、こういったものに太刀打ちできないということは明らかですよ。その分みつ糖並みの制度の適用については、国は今どういう状況にあるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず黒糖の市況が厳しいということで、1つには販売対策を強化していこうということで、今現在、緊急雇用創出事業臨時特例基金を使って、県単独でもやっていますし、それから今の平成23年度以降の予算の中でも、販売対策みたいなものを事業の中に仕組めないかというのを、今話をしているのが1点です。それからあと1つは、やはり沖縄産黒糖を再製糖、もしくは外国産との含みつ糖との差別化を図る必要があるのではないのかということで、今黒糖については一定の定義をされていますけれども、加工黒糖についての定義が十分されていないという状況がございまして、現在加工黒糖の定義を明確化してもらいたいと要望しております。しかし県としての要望ですが、加工黒糖は黒糖を使うのであれば、少なくともやはり沖縄産黒糖をその中に使っているという状況がないと、加工黒糖というのは望ましくないのではないかということ、今、国に要望しております、国としては、まずは地元のコンセンサスを持ってきてくれと。この中でコンセンサスが得られれば、提案については検討していきたいというようなことがあります。それから、そういう状況で今分みつ糖並みの制度という話を持ち出しているのは、どうしても価格というのは、消費状況とかいろんな生産の状況によって浮き沈みがあるので、安心して黒糖生産をやるとすれば、変動が少々あっても、やはりしっかり一定の補てんをするという仕組みがないと、なかなか離島の離島だけに、しかも同じ甘味資源ということで生産しているところですので、分みつ糖並みということで今要請をしております、これについては今まだ事務レベルというか、その中で、検討まではいきませんが話し合いをしていこうという状況にはあります。

○当銘勝雄委員 事務レベルで話し合いをしているということですが、これは要するにそこまでいかないと解決できないのではないかと。先ほど農林水産部長が言ったように、例えば販売対策とか、あるいは輸入糖との差別化とか、これをやってもしよせんでどうにもならない問題だと私は思うんです。ですから、

きちんここは知事が先頭になって、あるいはまた沖縄選出の国会議員が一緒になって、きちんそこを要請をするということを、農林水産部長も言うように分みつ糖については、そういう形での制度的なものが設けられている、しかし含みつ糖については、分みつ化ができない、いわば小さな離島であるとか、あるいは生産条件が悪いとか、そういうことで分みつ化されていないことであって、逆にいうと、そのために制度が受けられないとなると、ますます悪いわけです。ですから、そういう基本的な条件から変えていかない限りは、この問題というのは私はだめだと思えます。そういうことで、これは強力に押し進めてほしいと思うわけですが、今県選出の国会議員の皆さんあたりとのコンタクトというのはやっているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　ことしの2月1日の要請の中では、県選出国会議員には、黒糖の置かれている状況については説明してあります。それで、これについては引き続き、やはり制度の要求ですから、相当の強力な要請をする必要があるということで、これは1回だけではなくて何回かしっかり要請をして、もちろん知事も日程を組んで、しっかりやろうと考えております。

○当銘勝雄委員　これはやはりしっかりやらないと、今沖縄県産の黒糖が8000トンぐらい生産されるわけでしょう、実際今だぶついているのが4000トンぐらいじゃないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　9月現在、約6000トンほど在庫を抱えていまして、一部保管をしているという状況がございます。

○当銘勝雄委員　4000トンどころか6000トン余りも在庫を抱えている状況にあると。これは、もちろん品質の問題も出てくるでしょうし、あるいは保管料の問題とか、そういうことも出てくるわけですし、ますます窮地になるわけです。言いたくはないんですが、そこで皆さんはそういう状況であれ、こういうもろもろの問題が解決しない間にも、伊江島にもまた含みつ糖工場をつくったという、そこら辺もあったりして、どうも行政のやることが一貫していないのではないのかと思うんです。この問題つくっているわけだから。そして問題は、ここに要請が出ているのは沖縄県黒砂糖工業会、こちらからは、もちろん含みつ糖についてどうしろ、こうしなさいと出ているわけですが、もう一つは輸入糖を扱う系列の団体があるわけですね、そこら辺から、また今度はちゃんとした黒糖という、沖縄の黒糖という一黒砂糖という名前が使えなくなるという問

題から、国が言っているのは地元のコンセンサスをつくりなさいと。恐らく、私はこのことを指していると思うんです。これはどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 本会議でも話があったと思いますが、加工業者から黒糖についての扱いの話がありまして、ただ、一応コンセンサスを今つくっている段階で、やはり沖縄産黒糖あるいはみずからの製品を売る場合も、ユーザーからはやはり黒糖を使ったほうがいいという、要するに黒糖に、例えばほかのをブレンドするなり、そういうことについては、やはり一定程度沖縄産黒糖というのを使ったほうが、販売もしやすいという状況もありまして、それで沖縄黒糖を使う形で加工黒糖ということ、ほとんどの方からそういう話があります。ただ一方で今おっしゃるように、黒糖を使わなくても糖みつなどを使って、それも黒糖というべきじゃないかという提案がありますけれども、今、実は関係者を入れての話し合いの中では、大筋では黒糖を使って、黒糖プラス糖みつとか、そういうのを使ったものを加工黒糖と表示したほうがいいのではないのかというような話し合いが、今出ている状況でございます。

○当銘勝雄委員 いわばしょ糖というのか、これプラス糖みつの黒糖もあるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 通常は再製糖に糖みつを入れて黒くしている状況でありますので、これは普通は、我々としては加工糖という表現がいいのではないかと。そういう意味では、黒糖は黒糖ですけれども、加工黒糖という表示を使うのであれば、やはり純粹の黒糖も、今言う7つの島から出ている黒糖を入れた形で、糖みつなり再製糖を入れてやることについては、加工黒糖と表現したらどうかという提案をしている状況です。

○当銘勝雄委員 そこら辺は、きちんと整理をしていくべきだろうと。やはり国においても、沖縄にいろんな種類の、いわば加工黒糖があるんだということが言えるわけですね。だから国としても、そこら辺は一筋縄でああしましょう、こうしましょうとできないということだと思っんです。だからこれは県のほうで、やはり団体ともいろいろ相談しながらやって、そして最終的には沖縄の本当の黒糖が、どんどん売れるような状況をつくっていかないといけないと思っんです。ぜひそれを頑張っしてほしいと。あとは黒糖の商品についても話をしたいんですが、これはもう時間がないのでいいでしょう。

次は、新規陳情第63号の全国豊かな海づくり大会の開催誘致、これも農林水

産部長が本会議で答えておりますが、まず1番に答弁しているのが、多くの費用が想定されていると予算面から答えるものだから、これはやる気がないなど私は聞いているんです。そのほかには、関係市町村や団体との役割分担とか何とかかんとかあったんですが、この海づくり大会というのは、農林水産部にとっては非常に大事な事業になるし、そして沖縄県にとっても農林水産部だけの、豊かな漁場づくりだけではなくて、沖縄県は観光立県の県でもあるでしょう、そうするとそこら辺も含めて、大きな大事な大会になると思うんですが、もう一度、農林水産部長は本音はどう思っているのかお答えください。

○比嘉俊昭農林水産部長 確かに全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持・培養と海の環境保全に対する意識の向上を図るとともに水産業に対する認識を高めるということで、この目的については、やはり県としても十分認識しているつもりではあるんですが、ただ先ほどもお話ししたように大会をするに当たっては、相当程度の費用と陣容がかかるというのがございます。ちなみに開催費用だけでも、これは平均的なものですが、大体3億円から4億円くらい、そこに警備費とか人件費とかかかると、やはり相当程度—7億円から8億円はかかると我々は見ているんですが、そういう状況が1つあるということと、これの開催に当たっては、県にもよりますけれども開催費用3億円から4億円の中の開催費用の約4割から5割くらいは、開催する場所も負担をしているという状況がございまして、そういう意味では、やはり開催する市町村も財政的に厳しい面もあるということも考えると、やはりもう少しいろんな方面から検討が必要ではないのかということ、糸満市には、一応はどうですかという話はしております。

○当銘勝雄委員 農林水産部長が言う開催地というのは、市町村を指しているのか、沖縄県を指しているのか。

○比嘉俊昭農林水産部長 仮に、県が開催ということで県として受け入れますが、今度は場所の問題、開催地、その負担というのが、これまで見ますと、大体開催費用、3億円から4億円の中の開催費用の中の4割から5割は、持っていないところもあるんですが、調べてみたら4割から5割くらい持っているところもあるので、その辺はどうなのかという話も、一応は要望があった地域に対しては、どうなんですかという話は投げかけている状況であります。

○当銘勝雄委員 この大会誘致には、ほとんどの市町村議会の陳情があります

よね。さらに糸満市の陳情もあるし、実は糸満漁業協同組合というのは糸満市から八重瀬町港川、豊見城市、そこら辺が入ったのが糸満漁業共同組合じゃなかったかと思うんですが、どうなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 糸満市と豊見城市のエリアになっているようです。

○当銘勝雄委員 そうなると、やはり糸満漁業協同組合も当然だし、それから豊見城市もここは協力してやるとか、そういうことになる。この陳情者の中に豊見城市はなかったのか。とにかくそういう形があるわけですから、そこら辺はやはり踏ん張ってください。もう一つは沖縄全体の漁業の再生、あるいは漁場の整備とか、漁業の振興につながるわけでありますから、ただ糸満市だけがやりました、豊見城市がやりましたというものではなくて、それぞれの漁業共同組合等を通じて、全県的に応援していくという体制が必要だと思うんです。私は本会議でも述べましたが、沖縄県は四面海に囲まれていて、そして、栽培漁業に適する地域であるというのが1つです。もう一つ、今も世界的に漁場が狭められてきていると、漁業規制もどんどん強化されてくる。そうすると、最終的に残るのは自前で生産するのが一番大事なことだと。例えば沖縄だったら今地場消費が中心かもしれませんが、やはり地場ではなくて県外消費に向けて、移出に向けての漁業体制をつくっていくという意味では、やはり大事な事業です。そういうことで、沖縄にとっては非常に恵まれたものであるし、そのために例えば本部町の栽培漁業センターの稚魚生産なんかは実は2倍に面積を拡大したんです。さらには久米島の海洋深層水利用で、やはり魚介類の稚魚生産なども可能であるわけですし、こういう有利な条件がある沖縄で、こういうのにちゅうちょしてはいけないと思うんです。ですから、これを農林水産部長としては、金欠病にかかっている総務部長に対しては言いにくいかもしれませんが、これ言わなければならないですよ。知事にもですよ、どうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほどもありましたように、目的については、やはり水産業を振興するという視点では一致はしておりますが、やはり先ほど言いましたように費用の問題、あるいは体制の問題等含めて、もう一度要請している市町村と少し話し合いをして、本当にどうですかということを、まずしっかり話し合いの中でどうしようかと考える必要があるのではないかと。また一方で、知事、総務部長には、こういう状況があるという旨の情報は提供している状況にあります。

○当銘勝雄委員 陳情では沖縄県の復帰40周年、平成24年になるわけですね。これはもう早目にやらないと、これは皇室も絡んでくるわけですね。そこら辺は私もやった経験があるんですが、農業青年の技術交換大会みたいなものを私もやったことがあるけど、基本的には早くやらないとこれ間に合わない。ですから糸満市はもう既に陳情出ているぐらいですから、そんなにちゅうちよすることは無いと思うんです。

○比嘉俊昭農林水産部長 まずは、要請を受けている市町村と少し、他都道府県の状況も踏まえて話し合いをしながら、どうしたほうがいいのかというのが1つありますし、それから予算の問題についても、やはりこれだけの費用かかるので、やるかどうか含めて検討しないといけないと思うので、そこら辺含めて、市町村とも少し、どういう形がいいのかという形の話し合いをしたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 きのう一般質問したばかりですが、先ほど当銘勝雄委員からもありましたように、分みつ糖と含みつ糖の制度の問題、ぜひ知事を先頭に国のほうに強く要請していただかないと。離島の皆さんは、特にこの問題を早く解決してくれないと困ると、伊江島もそれで認めたんだということを強く話しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ちなみに今期かなり増産ということですがけれども、数字的にもし上がっているんでしたら、全体でどれくらいか、また県内7工場の数字がありましたら報告していただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 産糖量で申し上げますと、平成21年産は9717トンで、そのうち与那国島が587トン、波照間島が2202トン、西表島が1768トン、小浜島が594トン、多良間島が3632トン、それから粟国島が283トン、伊平屋島が651トンという状況であります。トータルで9717トンです。

○辻野ヒロ子委員 黒糖の在庫がかなり残っていますよね。そのストックの数字というのもわかりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 6348トンであります。

○辻野ヒロ子委員 離島では、特にさとうきびを基幹産業として頑張っている中で、正直言って悲鳴を上げているんです。ですから、せっかく5月10日黒糖の日というのも制定されまして、販売拡大にもっと力を入れていかないといけないと思うんです。今、輸入糖の話もありましたが、そういう意味では制定はされましたが、旗振りだけではなくて、どういうことをしたいという具体的なことがありましたら教えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど説明したように、ことし黒糖の日を定めたということが1つ大きなPR材料ではないのかと思っていますし、それから関係者も入れて県単独で1000万円予算を組みまして、黒糖の効能紹介、それから新製品開発に関するプロモーション活動、そういったものを1つ考えています。それから沖縄県緊急雇用創出事業というのがございまして、これは本場黒糖を発信するというので、2740万円程度、ことし考えていまして、黒糖のPR促進員を14名ほど雇用しておりまして、その中で黒糖の試供品だとかパンフレットだとか、こういうのを配布をしてPRしていこうと。それから試供品を製作しまして食べてもらうということで、黒糖の試供品を今成案して、美ら島沖縄総体でも食べていただいているという状況がございまして。それからアンケート調査もしっかり、どういう状況なのかという実態を把握するというので、平成22年度はその予算も計上して、2つの事業を今考えていまして、さらに平成23年度に向けての話ですが、沖縄特別振興対策調整費なども販売戦略に向けて予算要求をしていこうということで、準備中でございます。

○辻野ヒロ子委員 例えばお互いコーヒーにも黒糖を入れようとか、本当に、そういう小さなことかもしれませんが、県民がそういう意識を持ってやれるような、そういう頑張りも必要だと思うんです。国産の黒糖をもっともっと市場に出回るような方法も、今おっしゃったことももちろんですが、農林水産部長が先頭になってやっていただきたいという思い、竹富町の役場に行くと、前にも話したんですが3つの工場の黒砂糖を並べて、これは西表島の、これは波照間島の、これは小浜島のだということで食べ比べしながら、これを町長は奨励して黒糖をぜひ食べてくださいということでやっているし、そういうのを見ると切実な問題なんです。ですから、農家を救う大事なことで、農林水産部長の力をかしてください。お話ししたように、沖縄振興特別措置法の平成23年度の期限が切れないうちにぜひできないものかという思いを私も強く持っていますので、農林水産部長の決意を聞きたいのでよろしくお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほども話はしたんですが、やはり含みつ糖地域というのはさとうきびをつくっている中でも、さらに離島で生産しているということで、厳しい状況の中でさとうきびを生産しているということでもありますし、やはりつくったものがしっかり売れないといけないというものもありますので、そうなりますと、販売対策ももちろん重要なんですが、やはり一定程度の支援が必要になるかと思います。そういう意味では、補助金制度ではシーリングとかいろいろ出てきますので、そういう意味ではなくて、同じ甘味資源をつくっているの、やはり分みつ糖と同じような制度というのは重要じゃないかと思っています。そういう意味でも、ことし知事を先頭に要請をしながら、その部分をしっかり制度要求ができるような形で取り組んでいきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 次にデイゴヒメコバチの件ですが、陳情が今回出ておりますね、69ページの第135号ですけれども。竹富町から出ているんですが、きのうも一般質問をさせていただいたんですが、質問の調整のときに、今回陳情で出ているから委員会でやってほしいという声もありましたので、本当に今石垣市の自治基本条例が県内初めてということで4月からスタートしたんですね。それで市民と行政が協同のまちづくりということで動き出した、これが一番最初の事業かなという感じでNPOが立ち上がったんです。そして、花と緑の石垣島ということで立ち上がって、デイゴ再生プロジェクト事業というのをやって、緊急雇用創出事業の予算もいただきながら今活動しているんですが、石垣島だけでも632本という調査結果が出て、既に125本のアトラック液剤の樹幹注入をやっているんです。そういうふうに行っているんですが、県内ではどれくらいのデイゴ木の被害があるのか、調査ができていたら教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 概数調査ですけれども、公園などでの本数が7282本ございまして、その中で5757本が被害を受けているということで、約8割程度の被害が出ているという状況がございます。公園以外のところでも発生がありまして、全体では8万3000本の被害が出ているのではないかと考えております。

○辻野ヒロ子委員 これは四、五年前から発生していろいろ研究もしておられて、アトラックの液剤の話も出て今動き出しているんですけれども、本当に今が大事だと思うんです。そういう意味では、そういうときの予算をつけて、きちんとやっていただくと。そうでないと、本当に県花のデイゴが全滅してしま

うという危機感をもっと持ってほしいと思うんです。たかがデイゴかもしれませんが、県花のデイゴですから守ろうという意識があってもいいのではないかと思うんです。それで石垣島の例ですけれども、NPOが1本につき10数本のアトラック液剤がいるということで二、三万円かかるわけですよ。それで市民サポーターを募っているんです。市民サポーターというのは1口2000円で募っていきまして、1本の木を5名で守ろうという形で、ユイマール運動を市民サポーターがやり始めているんです。だから、そういうとてもいい例だと思うので、そういうのも含めて、もちろん予算もかかりますので、そういう市民レベルでやっていただく中で、県がもっと支援をすればやる気ももっと出ると思うんです。ですから、そういう意味では石垣市のいい例がありますので、県内もそういう方向でやっていくと、市民も意識を持って自分の近くのデイゴは自分達で守ろうという、そういう意味で広がっていくのではないかと思うんですが、農林水産部長の見解をお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、委員がおっしゃったとおり、予算を当ててもなかなか限られているので難しい面がありますので、1つの方法としては今おっしゃったようにボランティアを活用して、樹幹注入をしていただくということもしながら、それと平行しまして虫こぶの除去一切ることによってかなり効果もあると言っていますので、再度改めて調査を、どこの被害が多いとか少ないとか調査をしまして、これによつては今虫こぶを取るだけでいいのか、あるいは両方で併用しているのか、そういうことを組み合わせて予算措置も考えながら、人力でできるのは人力で、ボランティアのおっしゃるような話も含めて、トータルで市町村とも話し合いをしながら、全県的な取り組みとして防除したいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 やっている皆さんの意見ですが、やはり樹幹注入の薬のほうがいいと。高くつくかもしれないですけれども、散布するのは危険だと。いろいろと問題があるということで、その辺も県のほうは考えてほしいという意見がありましたけれども、その辺についてお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはりデイゴが立っているところは、結構市民に近いところに立っているところがありますので、その辺はまけないところとまけるところがあると思うので、そこは少しエリア分けをして、樹幹注入できれば樹幹注入をする。それから先ほどの根っこ部分を切ったとか、除去したほうがよければ除去したと。それから薬剤をまけるところは恐らく人が少ないとか、

あるいは時間帯をずらしながらやるのか、その辺は市町村と相談して、どういう区分けがいいのかも含めて防除する場合は検討したいと思います。

○辻野ヒロ子委員 竹富島での例は、またあさって4日、デイゴチャリティー音楽祭というのをやって、この収益金でデイゴを守ろうという、本当にそういう明るいニュースもありますし、いろんな方法で、とにかくデイゴを守ってもらいたいと思うんです。それで、できれば9月の予算でもその予算を組んでいただいて、前向きにやっていただきたいと思うんですが。そして来年の春には、本当にデイゴの花が満開するような、今が時期的に一番大事なときだと思うんです。そういうことでぜひお願いしたいんですが、最後に農林水産部長の決意をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 そのように要求したいと思いますので、御支援をお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 私も含みつ糖対策について質疑をしたいと思っております。
平成23年度に、沖縄振興特別措置法に基づいて、分みつ糖と含みつ糖と同等の制度に持っていきたいと。その決意と覚悟というのは私も同じ意見なんです。ただ、この含みつ糖対策というのは、その制度の改正というのが結構ハードルが高くて、ひょっとしたら平成23年度じゃなくてその次になるかもしれないというようなところと、今本当に困っているところという、この分け方が必要だと思うんです。今必要な点で言うと、先ほど在庫の話がありましたが、実は私が問題を指摘したいのは、在庫の中でもとりわけ小袋と言われる、皆さんが今試供品としてつくったものについては、ある程度展開する余力というか機会は多いと思うんです。1点確認したいのは、今、農林水産部長から御答弁がありました6348トン在庫を抱えていると言われていましたが、この中でいわゆる小袋と言われている部分ではなくて、固形の黒糖がどれくらいの割合で保管、在庫になっているのかお聞かせいただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 現在、先ほどお話ししましたが6348トン在庫がございまして、そのうち3割程度が4月から3月の年間を通して販売するというところで、2800トン程度は調整保管ということで、ずっと調整しながら出していく

ということになります。残りの3500トン程度が、1つのかち割りという形のも
のが残っている状況でございます。

○上里直司委員 その中でも、いわゆる小袋と言われるようなものについて
の話もありましたが、もう少しPRしたほうがいいと思うんですが、当初黒糖販
売促進の事業、県単独の補助金でやった部分と、美ら島沖縄総体でふやした分
とあると思うんですが、そこをもう少し御説明いただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、委員からもお話があったように、せっかく全国
から美ら島沖縄総体で、たくさんの方が見えるということで、そこに沖縄県産
黒糖あるよということをPRすることが必要ではないかということで、この小
袋を20万個つくりまして、これを来県される方々に沖縄黒糖をPRしていこう
ということで、今製品をつくって贈呈しているところです。

○上里直司委員 とにかく、この含みつ糖については評価は高いんです。そし
て海外からも注目をされていると。さらにことし伊江島の含みつ糖工場をつく
る際にも、たしかこれをつくる際の条件とまでは言いませんが、JA含め県外
にPRする、特に国外にPRするときの表示の問題をクリアするというか取り
組むという話もあったんです。その辺は、どうなっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず一つは、先ほどの加工黒糖などの国内の定義を
明確にする必要があるのではないかとということで、先ほどの話にもあるように
黒糖が入っている状況が加工黒糖ということが望ましいということで、一部ま
だ残っていますが一定程度方向性は見えてきているので、コンセンサスはこれ
からとっていきたいと思います。それから、あと一つはやはり外国産との表示
の問題があると思います。そういう意味では原産地表示になると思いますが、
これは今2通り国にもお願いをして、加工黒糖と原産地表示をしっかりとほ
しいと。例えば輸入黒糖であれば、袋の中に台湾産とかいろんな表示をすれば、
こちらは沖縄産ということの表示になると、先ほど委員おっしゃったように、
沖縄産の黒糖というのはよさはわかっているので、あとは製品として、これは
沖縄産だよというしっかり表示ができる仕組みが重要じゃないかということ
で、国に対しては、原産地表示をその中でしっかり定義してほしいという要望
を今しているところでございます。

○上里直司委員 続いて短期的にという点で、在庫を抱えて倉敷料を、この倉

庫賃料というのが随分と今負担になっていると聞いたんですが、沖縄県黒砂糖工業会の皆さん方が在庫保管のためにかけるだろうという倉庫料と、これは要請にも出ていますが、県はこの倉敷料等への支援措置を講じることということでもありますので、これについての取り組みをどう考えていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 2800トン程度の調整保管ということになっておりますので、今、国と調整していきまして、倉敷料についての事業の中で取り組めないかということで、話し合いを詰めている状況にあります。

○上里直司委員 いずれにしても、すごく不安だと思うんです。このままずっと在庫がかさんでしまうということについて、皆さん不安に感じていらっしゃると思います。特にというか、小浜島の場合は今地元でも話題になっているようですが、特にさとうきび代が払えていないと、農家に未払いだということになっていらっしゃいます。こちらも在庫も抱えていらっしゃいますから。そこで、この問題、県がどうかかわるのかということをお教えいただきたいんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは、借入れがたしか8000万円で、借入れの金融機関に対しては早めに借入れできるようにということで、8000万円のうち5000万円は借入れができたと思いますが、あと3000万円については、地元の話によると1500万円はみずからでやってほしいと。それから1500万円については、町のほうでという話ではあったんですが、町の段階でいろんな支払いがあって滞っているところもあるので、その辺はしっかり説明をすることによって、町としての債務負担行為ができるのではないかとということがありまして、県としてもやはり支払いができないと困るので、早目に支払いを、条件整備をやってほしいという旨町長には今お話をしています。一方、事業でも走っていますので、できるだけ早目の支払いができないかということで、国と今、先ほどの事務レベルで、早目の支払いができないかということをお申し入れをしている状況でございます。

○上里直司委員 新聞報道によると、さとうきび生産振興対策協議会（仮称）とあるようですが、ここに県もかかわるような書きぶりではあるんですが、今の話ですと、それにかかわらないということなんですか、かかわるということでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはり地域の協議会ではありますけれども、やはり

地域は県全体でもありますので、この協議会については地元でつくるような話が出ていますので、これに県もかかわりますし、JAおきなわも一緒になって、やはり地域をしっかりと支えるという意味では、県とJAおきなわあるいは地元市町村も入れて、一緒に取り組みたいと考えております。

○上里直司委員 確かにこの黒糖工場という、工場という企業、企業の支払い能力の問題ではあるんです。ただ、それが結局支払えないことによって、この島でさとうきびを生産する皆さん方が不安に思って、農業を続けるかどうかというところまで至っていると思うんです。ですから、そこは皆さんもかかわることですから、竹富町任せではなくて、これに支援をぜひいただきたいということをお願いします。そこで、1点だけ突拍子もないことなんですが、実は固形一かち割りという部分、それと小袋と言われる製品が、工場で製造されているんですね。それで沖縄県黒砂糖工業会からの要望を聞くと、2年から3年くらい前から市況がすごく厳しくなっていたと。そして在庫を抱えるようになったと。ということは、それ以前からずっと潜在的に在庫を抱える状況があったと思うんです。そして、さらに工場での話を聞いてみると、かち割りを多くつくるんですよ。つまりそれが一番黒糖を買ってくれるお菓子メーカーだったり仕入れだというところに卸しやすいわけなんですね。でも卸しやすくしてたくさんつくっているけれども、これを買ってくれないというところに問題があって、在庫を抱えるんです。そこで、このかち割りをもっと消費する産業だとか、仕入れ先というのを皆さんは検討されたりとか調査をされたりしていますでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは10年前でしたか、たしか黒糖の生産が落ち込んだ時期がありまして、やはりユーザーとしては黒糖を使って製品化しないといけないということがありまして、そのときに沖縄産黒糖が量がないということで、外国から入れた経緯がございます。そうすると、そこには今まで使った沖縄産黒糖があって、それで外国産を使うと安いわけなんです。そういう意味で、少しユーザーとしてもブランド能力ができてきたのかというのが一部あります。そういう意味では、少し生産の落ち込みの関係があって、シェアが国外にいったというのはあるのではないかとということが考えられます。ただ、そういう意味では、やはり今後販売を伸ばすというのであれば、一定程度加工用として製品をつくっているものと、こういう形の個々分については、直接消費者をターゲットにしてやることも必要かなというのが1つあります。それとあと1つは、今ギャバ黒糖というここにもう少し機能性が高い物を入れて、そこに

売り込む手法もあるのかと。そういう意味では、今までのユーザーを対象とした物と、自分たちでもしっかり売れるという1つの市場を開拓しておかないと、バランスになると思うので、その辺、両方見ながら販売戦略を立てる必要があるのではないのかということ、そういう仕掛けをことしから少しやったほうがいいじゃないかと考えています。

○上里直司委員 私からの提案ですが、すぐお答えになっていただかなくても結構です。ぜひ八重山地域に、八重山地域というのは与那国島・西表島・小浜島・波照間島は工場があるんですね。ここにラム酒の工場をつくるということで、かち割りのものを工場をつくって、そこで消費をするということで、ラム酒の工場というのはどうなのかという話を地元で聞いたわけです。当然そこは、含みつ糖というのは、余り大きな声では言えないんですが、奄美大島の焼酎メーカーにも卸しているという、そういうこともやっているくらいですから、南大東島に今ラム酒の工場もできて、ヘリオス酒造株式会社は既に前からラム酒をやっていますが、八重山地域に1つそういう工場をつくるということで、それは地域ブランドも生かして、そして過剰生産されたものを吸収するような受け皿をつくれれば魅力になるのではないのかということなんですが、提案ですけれどもいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 販売をする、あるいは販売選択肢を持つというのは非常に重要なことだと思いますので、材料の中の1つとして検討させていただきたいと思います。

○上里直司委員 本当に売れる製品ですし可能性を秘めている製品でありますから、農家にとっての希望と、沖縄県産品にとっての可能性を伸ばしていただきますよう、お願いして終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほども質疑が出ました43ページの全国豊かな海づくり大会の開催誘致について、農林水産部長の今の答弁では予算がかかると、そして全国のそういったのを見ながらという話がありましたが、今回新規で20カ所、その陳情が出ています。陳情にあるように四方を海に囲まれた沖縄県はそういったいろんなアイデアを出して、水産振興または漁業振興をすべきだと思って

いるんですが、こういった陳情が出るのではなくて、やはり農林水産部としていろんな事業を展開して、皆さんから各漁業協同組合に対していろいろ推進していく立場ではないかと思うんですが、農林水産部長もう一度この件について取り組む考えがあるのかないのか。

○比嘉俊昭農林水産部長 水産業に対する今の目的は、県としても重々承知しているところでございますけれども、やはり費用というのが、これからいろいろ試算をしてももう少し縮小できないかという議論が出てくるかと思っておりますけれども、いずれにしても、やはり8億円という予算があるということと、先ほども言ったように、県がいけるということになった場合、開催する場所一仮にAという市で開催するということであれば、A市と県が開催費用を半分程度折半するということに、全部ではないんですが、そういう状況がありますので、もし受ける側が費用負担が可能かどうか、あるいは費用についてどういう規模程度のものにするか等含めて、やはりいろいろ相談しながらじゃないと、なかなか受ける側もやる側も、すぐにはやりますということは難しいのではないかと。ただ、これから話し合いを持とうと。要するにどういう形がいいのかと話し合いを持つことについては、考えていますので、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員 やはり、私は20カ所から同じ陳情が来るというのは今まで初めてじゃないかと、同じ目的のためにです。それと、今、農林水産部長が言う2分の1県負担の話がありますが、予算のない事業なんて私はないと思っています。予算のかからない事業というのは。ですから、やはり知恵を出して、例えば県もちろん防衛省も巻き込んで、水産漁業振興の関係で防衛省も一海の関係の漁業補償金とか漁業見舞金とかありますよね。そこも巻き込んで、防衛省の予算が使えないのかとか、そういった知恵を出して、まず取り組む、まず話し合いをするということが大切だと思うんですが。話し合いとか、そういった取り組む考えは持っているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 要請を受けていますので、話し合いをしたいと思っています。

○中川京貴委員 ではこの件について終わります。

次は46ページの口蹄疫について、本会議に引き続きやりたいと思います。

本会議でも申し上げましたが、まずもって農林水産部が県内に口蹄疫を入れなかったと、まず農林水産部長、各課長、職員の皆さんに感謝申し上げたいと

思います。職員も寝ないで大変だっただろうということは察しております。

それで、本会議でも時間がなくて聞けなかったんですが、お聞きしたいのは8億3000万円の補正予算が組まれていますよね。その中で飼料代とかいろいろあるんですが、一番気になるのは利子補給の予算が恐らく1449万円じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 利子補給につきましては、まず予備費で1773万円、それから補正予算で1449万4000円で、トータルで3222万4000円になります。

○中川京貴委員 予備費で組まれたものは、もう執行されていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、執行中でございます。

○中川京貴委員 これも聞きましたが、まずこの窓口はセーフティーネットということであるんですが、沖縄振興開発金融公庫と沖縄県農業協同組合以外、沖縄振興開発金融公庫はもう融資していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄振興開発金融公庫については、今、口蹄疫絡みの資金手当てということで、窓口は開いているようです。ただ、どういう方々が借りているかという状況は、まだ今のところ把握していませんが、一応窓口は開いているということです。そして沖縄振興開発金融公庫がやる場合、沖縄振興開発金融公庫がないところがあります。それは、JAおきなわが代理みたいな形で申請を受けるといような状況になっています。

○中川京貴委員 JAおきなわの限度額と沖縄振興開発金融公庫の限度額を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 JAおきなわは200万円です、沖縄振興開発金融公庫は600万円です。

○中川京貴委員 今、農林水産部長の説明では、例えば沖縄振興開発金融公庫から借りる場合、JAおきなわに書類出して沖縄振興開発金融公庫から借り入れできる仕組みになっているということで理解していいんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄振興開発金融公庫は、JAおきなわに代理申請

できるようになっていますので、JAおきなわに上がったものは沖縄振興開発金融公庫に上がっていくという状況です。

○中川京貴委員 これですごく安心しました。やはり沖縄振興開発金融公庫がある市町村と、また離島にはないので、やはり農業協同組合はほとんどありますので、農家が一番心配されたところじゃないかという点と、この借り入れについてノーマルなセーフティネットの借り入れなのか、ノーマルなやつは例えば65歳以上の方は借り入れできないとかいろいろ規制があるんです。今回は緊急的な口蹄疫対策ですので、65歳でも70歳でも借りられなければ畜産農家に活用できないということなんです。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、手元に資料がございませんので、後でお上げしたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉農林水産部長から資料を確認して、後ほど答弁したい旨申し出があり、中川委員も了解した。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 これよりまた大事な点で、8億円の補正予算が組まれていますよね。この8億円の補正予算の内訳が8項目で分かれていますよね。そこで、やはり一番大きいのが家畜の飼料代に4億8000万円ですよね。その牛の価格差が出た場合に、口蹄疫が発生したところは、特別措置法で国が全額補助しますよね。これは10万円でも15万円でも差額は補償すると思うんですが、本県は口蹄疫が発生していません。どれだけの価格の差額を見ているのか、予算を組んであるのか聞かせてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 出荷月齢おくれによる価格の補てんということで、1億5536万5000円の予算措置をしているところです。

○中川京貴委員 1頭当たりの金額は幾らですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 1頭当たり3万円程度を考えております。

○中川京貴委員 家畜の飼料代については、恐らく牛の頭数、農家数、それを算定して、この4億8000万円組まれていると思うんですが、実際は8億3000万円含まれていますよね。トータルで8億円補正予算が組まれているんです。この項目の中で、例えば牛を出荷したときに、出荷おくれの価格補償が1億5000万円、それと口蹄疫にかかる消毒で2500万円くらいと。この予算が必ずしも農林水産部が算定したとおりの執行が私はできないと思っているんです。その場合に、この農林水産部の口蹄疫の予算の中で流用ができますかということなんです。例えば借り入れする人たちが多くなった、しかし、今利子助成においては1400万円くらいしか組んでいませんよね。予備費で1700万円、そして今回の補正予算で1400万円組んでいますよね。これ以上に借り入れする人たちが多くなった場合には、利子補給を上げないといけませんよね。これではもう限界ですから、その場合予算の中での流用が可能ですかということを知っているんです。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただ、6月補正予算はまだ認められていませんので、認められた上で、これについては農林水産部だけではなくて、総務部との関係が出てきます。要するに流用という場合です。まずは補正予算で認めていただいて、それを委員おっしゃるように出荷価格補てんが少し足りないということが生じた場合の話ですよね。その場合に、ほかから流用できるかという話だと思いますが、予算成立した後に、総務部と相談という話になると思いますが、そのこのところは今、何とも言えない状況ではあります。

○中川京貴委員 それと本県の貴重家畜一種牛、たくさんいると思いますが頭数は。それと口蹄疫が沈静化していますよね。その牛の避難場所は県はどこを想定しているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 伊平屋村を想定しております。

○中川京貴委員 種牛の頭数は。

○比嘉俊昭農林水産部長 頭数は豚で35頭、それから牛・アグー・ヤギが合わせて9頭です。

○中川京貴委員 なぜそういう質問をしたかという理由は、その対策費として4500万円組まれていると思います。これは、もう沈静化しているので、その予算はそのまま浮くと思うんです。それを、やはり利子補給とか農家のための予算として組んでいただきたいと。これは本会議でも申し上げました。それが、例えば足りなくて9月の補正予算になるということだったらいいんですが、ただ、利子補給とか農家の生活支給、沖縄県農業協同組合は200万円ですよ、しかしセーフティーネットは600万円だった。沖縄県農業協同組合から借りてセーフティーネットから借りる場合もありますよね、そのときに利子補給が足りない場合が出てくると思うんです。県が利子補給する部分ですね。そのために、これは余ったから不要額にするのではなくて、農家のために使っていただきたいという要望で今質疑しているんです。その辺も含めて農林水産部長、総務部と相談して何とかやりますというぐらいの気持ちがあったら、農家も少しは安心するのではないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは1つの試算なんですけど、仮に2カ月の出荷頭数が40頭あった場合ですが、これJAおきなわから15万円から20万円程度、仮渡し金をまずもらってしまして、そうするとJAおきなわが大体700万円程度入る形になります。その残りが、県で考えたら200万円程度支援をします。さらに今度は、セーフティーネット資金で借り上げされますので、一応は足りる計算にはしています。一応、想定はそういう計算をしているので、大丈夫ではないのかということは今想定しています。ただ委員おっしゃるような話は、出荷が出れば、それはあるかもしれませんが、想定はそういう状況の中での試算ということで組まれています。

○中川京貴委員 先ほどの質疑、65歳以上の件は答えられますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄振興開発金融公庫の場合、年齢制限はないという状況でありますけれども、ただ60歳以上の場合は、後継者の有無は確認させていただくということです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんが。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 43ページ陳情第63号の豊かな海づくり大会の件で、この全国豊かな海づくり大会というのは、どういう規模でどんな大会なのか、期間をど

のくらい使っているのか。

○比嘉俊昭農林水産部長 全国豊かな海づくり大会は、県外からの招待客が大体700名程度、それから県内が1700名程度、大体2400名程度を招待すると。そのほかに、これあくまでも式典に参加するのみで、そのほかに関係者が県外から入ってくると、ところによっては5万人程度ということもありますし、ところによって10万人を見込んでいるところもあります。中身としては、大会前日の歓迎レセプションがあって、大会がございまして、大体関連行事を入れましたら2日程度かかっております。式典の次第としては、天皇陛下の御臨席あいさつ、主催者表彰、そういったセレモニーがありまして、それから放流とかがございまして、パレードとかいろんな行事があって、その中で進めていくということで、大体2日程度かかっております。

○仲宗根悟委員 中川委員からもありましたように、かなり多くの市町村から陳情が出されていて、目次見ますと南部地区市町村議会議長会、南部市長会・町村長会、沖縄県漁業協同組合連合会、それから全国豊かな海づくり大会誘致促進協議会とか糸満市長、豊見城市長だとか来ているんですが、相当南部地域の皆さんが名乗りを上げて誘致の陳情を出しているんですが、これはもう県全体で南部地域が適当だろうということで暗黙の了解できているのか、中部地域・北部地域・八重山地域・宮古地域はどうして陳情が出ていないのかと素朴な疑問もあるんですが、その南部地域の中で、また北大東村はあるんですが南大東村がないんですが、その辺どうしたのかと思って、これは答えられますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 要請した側が、その辺のさっきのお話なのかわかりませんが、ただ今開催が沖縄県でやるかやらないのかというのが1つの話になりまして、その上で、では場所はどこでやるかという話になると思います。そういう意味では、まだ開催することも決まっていませんので、その次の話はまだ煮詰まっていない状況でございます。

○仲宗根悟委員 私の住む読谷村もいろんな少年ソフトボールですとか、国体予選を誘致するとかするんですけれども、2年か3年前に開催している県に視察に行ってみたり、いろいろ役目があるんです。審判員ですとか民泊の方ですとかいろいろあって、大体が3年前から2年前に、視察を前の年でやっている。あるいはこうやっているところを視察をしながらするんですが、ここ見てみますと40年の節目を迎える復帰記念に当たってということで、再来年を1つの開

催目標としているようなんですけれども、さあ、ことし決めましようと言ったときに、視察もしないうちに開催ができるのかと思ったりもするんですが、いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 豊かな海づくり大会については、これまで29回やっています、その間に農林水産部の職員も何回か見ている状況ではあります。

○仲宗根悟委員 この辺を勘ぐるのが非常にせつないと思うんですが、先ほど農林水産部長が言ったように開催市町村にすると折半の費用負担が生まれるということで、アンセ、ワッターナランムンナということで中部地域が引いているのか、北部地域が引いているのか。やはり海の大会だから、やはり糸満市が海の町だからそこじゃないとまたインパクトがないだろうという感覚で来ているのかと思うんですが。

最後にあと1つだけ、44ページの陳情要旨の一番最後に、県内唯一の第3種漁港がある糸満市で開催するよう配慮してもらいたいということなんですが、漁港の第3種だとか第何種だとかいう規模のことを言っているんだと思うんですが、開催にふさわしいのはその第3種と。どんな規模なのかお願いします。

○知念武農漁村基盤統括監 漁港の種類には、第1種から第4種まであります。第1種というのは、その利用範囲が地元の漁業者です。まずその次に第3種というのがありまして、第3種は全国的なものでございます。そして第2種は、第1種と第3種の間、地元を超えて県内というところなんです。そして第4種は避難港ということになっておりまして、全国から避難、例えば南大東漁港みたいなところになっております。

○仲宗根悟委員 ということは第3種は全国ですから、その開催する規模としてはまずまずのいい規模ですよと言っているわけですよ。

○比嘉俊昭農林水産部長 実は、この全国豊かな海づくり大会の要請につきましては、ことしが初めてではなくて何回かここから要請はあります。ですから、我々としては大きいところがいいということではあるんですが、どこという話ではなくて、先ほども言いましたように開催をまだどうするかという中で、どこがというのは、まだ決めていない状況になります。

○仲宗根悟委員 唯一、ですから県内ではこの第3種はもう糸満漁港しかない

ということで、中部地域も北部地域にもないということでもいいわけですよ。

○比嘉俊昭農林水産部長 そういうことです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 まず陳情第135号のヒメコバチなんですが、ヒメコバチの生態というか、例えば松くい虫でしたらマダラカミキリの移動時期がいつとかありますよね。そのヒメコバチが入ることによって、被害木はどうなるのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず、ヒメコバチは2004年に新種として登録されていまして、和名としてデイゴヒメコバチというのが2006年につけられたようです。発生は2003年に台湾で大量発生しまして、現在はハワイでかなり被害を受けているような状況です。それで、ヒメコバチは成虫が大体1ミリメートルから1.6ミリメートルくらいで、若い葉あるいは新芽に産卵するようです。それで、虫こぶができてきて被害を及ぼすということで、雌1頭当たりの産卵が、大体400個程度産むようです。そういうことで、生存期間は短いんですが、たくさんの卵を産むということで、やはり広がりも早いのかという感じはします。

○瑞慶覧功委員 これは入ったらどうなるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 入ったら虫こぶができて葉っぱが縮んだような状況です。それから、花が咲かなくなるような状況です。最終的には枯れてしまうという状況です。

○瑞慶覧功委員 先ほど辻野委員からもありましたが、被害の状況ということで、これは沖縄本島地域でも広がりがあるわけですよ。主にどの地域が多いんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 全県的に広がっておりまして、7割から8割程度は被害が出ている状況です。

○瑞慶覧功委員 では松くい虫よりは、広がりというのはすごく早いわけですよ。わかりました。

次に陳情第63号の全国豊かな海づくり大会ですけれども、まずこの全国大会開催のメリットというのは何があるのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 目的にも書いてあるんですが、全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持・培養と海の環境保全に対する意識の向上を図るとともに、水産業に対する認識を深めることを目的として開催をしているということで、これは天皇陛下が見えまして、実際に放流状況を見てもらったり、それから水産関係の施設、水産関係の施業としてやっている状況とか、そういったものをPRする。それと、その地域の水産業を活用してそれを見てもらうといういろんな行事をして、水産業に対するPR、あるいは振興についても見てもらうという内容になっていると思います。

○瑞慶覧功委員 沖縄県では全国に見てもらうだけのそういったものは準備、備わっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 見方にもよるんですが、沖縄県もモズクもありますし、ウミブドウもありますし、それからヤイトハタもありますし、一応は水産県ですので、見せられるものはあるという理解をしています。

○瑞慶覧功委員 8億円というお金がかかるわけですから、やはりメリットがないといけないと思っていますから。また、そういう面ではこれは農林水産部より観光商工部のほうがあれなのかとか、見えないものがありますが。また、通常誘致というのは、いろんな協議をするときに相当期間を持ってやるんですが、これ再来年の話ですけど、再来年までは決まっていないんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成23年度までは決まっていますが、平成24年度は決まっていない状況です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 まず、きょうの八重山家畜市場の競りは極めて全県の畜産農家が関心を持っていると思うんです。速報の話聞かせてもらいたいんですが、上場頭数、それから対前年度競り値との比較、先月の競り値との比較、それから12カ月を超えた少し月おくれの肉用牛等の単価、県は多分情報を持って

いるんでしょう。皆興味のある話ですから教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 その前に一応は競りに当たっては、防疫体制をしくということで、まず県外から入っている方々の、こっちへ来るルートはどういう状況になっているかということと、入る場合は靴底消毒もしかり、それからちゃんとした防御服も着けてもらって、その中で競りをしてもらっている状況にあります。それから、牛を買ったときのコンテナというのは、鹿児島港それから博多港へ行くんですが、そこからは出ないような形にして、それから消毒して戻すという体制を組んで、お願いした中で、競りを今回は開催している状況にあります。それで、中身については畜産課長から説明します。

○赤嶺幸信畜産課長 本日の午前11時時点の状況なんですが、黒島家畜市場も石垣市で一緒にやるものですから、上場予定頭数が1200頭です。そのうち午前11時時点で、取引頭数が193頭なんですけれども、その価格の状況なんですが、雌の子牛で28万8910円、去勢雄で35万269円、平均しますと32万6044円になります。5月、6月は競り中止でしたので、直近の4月の競り価格と比較しますと、4月は平均で33万4430円です。それと比較しますと、若干低目です。それから去年の7月と比較をしますと平均で30万3000円ですので、それと比較しますと2万3000円くらい価格が上昇している状況です。それから、12カ月以上の子牛が何頭かというのは、申しわけないんですが現時点で把握しておりません。

○座喜味一幸委員 購買者は、今まで九州が8割5分くらい来ていたという話だけでも、その中で今回購買者の、九州以外の新たな購買者とか、そういう参入状況はいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 購買者が今回31名見えていますけれども、その中で大阪府、兵庫県、茨城県、山形県、京都府、三重県、九州以外では鳥取県から見えていますし、兵庫県から見えています。そういう意味では、九州以外では何県か見えていると思います。

○座喜味一幸委員 これは新しい参入者ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 申しわけございません。そこまでの情報はありません。

○座喜味一幸委員 簡単な確認になります。例えば海上輸送費、もう既に動きましたね。そうすると黒島や島々からの海上輸送費等に対しては、12カ月を超えた子牛も補助の対象となりましたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 要請もして、一応事務レベルでも話をしていますが、まだ返事は来ていません。

○座喜味一幸委員 これはだれが最終的に結論、国の確認をとるんですか。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉農林水産部長から国への要請状況及び今後の確認方法等について説明がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 これは非常に重要なことで要望として上がってきているので、しっかりと補助の対象となりますように取り組んでいただきたいと思います。今度は競りを開けない分、子牛1頭当たり15万円から20万円の仮渡し金というものを支給しますとなっていますね。これのJAおきなわの支給状況を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 詳細な数字は今把握していませんが、支払いはもう始めているようです。

○座喜味一幸委員 これはできれば、農家も肥料代も生活費もないとって非常に厳しいので、事務手続を速やかにしてあげないと、非常に経営が雑になるという思いもあるので、これはしっかり取り組んでいただきましょうね。それから、出荷遅延による肉用牛の価格差補てん、先ほどの3万円、これに関しての執行はどういう形で、いつやるんでしょうか。これは県単独だから、補正予算で組んでいるから、すぐにでも執行できますね。これの精算はどういう形でいつまでにやりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 6月補正予算の成立が7月10日ごろになると思いますが、実施要領も今準備をしている状況にあります。それで競りの実績—これは実績の価格ですので、できるだけ早目に払いたいと思います。

○座喜味一幸委員 これはせっかく予備費・補正予算を含めて、県としてのしっかりとした農家救済の姿勢を見せたわけですから、これに関しても速やかに、いつまでに、県はその補てんについても執行しますという畜産農家に対する安心にもつながるもので、その辺の情報を、できるだけ速やかに見えやすいようにしてもらいたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 実績がまとまれば、早目に支払いたいと思います。

○座喜味一幸委員 最後に少しだけ確認をしたいんですが融資の話です。まず農業協同組合が200万円まで、それから沖縄振興開発金融公庫が600万円。そのときの利子の補給が今回で予算計上されていますが、沖縄振興開発金融公庫・JAおきなわの利子補給によって、利子はほとんどないということを確認したいんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 JAおきなわについては2%程度の利子補給によって無利子ということになります。ただ、沖縄振興開発金融公庫については正式にセーフティーネット資金で、口蹄疫対策で300万円から600万円ということで融資幅を広げておりますが、利子につきましては0.7%から0.95%になっております。

○座喜味一幸委員 できれば、これは今回しっかりともう少し利子がなくてもいいぐらいの状況がほしいと思いますが。もう一点、この融資の際に、担保というものが必要ですか、必要ではないですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 JAおきなわの融資につきましては、無担保ということになっています。それから沖縄振興開発金融公庫については、担保は要るようです。

○座喜味一幸委員 償還期間は、両方2年据え置き10年ですか。それと、組合員でも非組合員でも、JAおきなわが窓口になって沖縄振興開発金融公庫もJAおきなわも借りられますかという確認をしたいんですが。本会議では、そ

ういう方向で努力するみたいなことだったんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 J Aおきなわについては3年で1年据え置き、それからセーフティーネット資金は10年で3年据え置きになります。それから要件ですけれども、J Aおきなわについては1つは組合員ということになります。ただ、J Aおきなわは組合員は1000円出していれば組合員ということで要件緩和していますので、そういう意味では1000円出してもらって入ってやれば、そういう手当ができると思います。それから、セーフティーネット資金については組合員・非組合員というのはありませんので、そういう状況です。

○座喜味一幸委員 今の案件に関しては、極めてここだけの話ではなくして、明確にJ Aおきなわとの話、それから沖縄振興開発金融公庫との話を明確に通達などを出して、農家にも速やかにその情報が伝わるようにしていかないと、電話ではなかなか話に乗っかってくれない。いつ金を貸してくれるか審査が厳しいみたいな話等々がありますので、ある程度の統一された話し合いで、県が今しっかりと答弁したことを速やかに各市町村、J Aおきなわ等に通達等を出して、今のような話を速やかにおろしてあげることが、最もいい。農家が、もうやめようかみたいな弱気になり始めている。そういう中でのサポートをしっかりとやっていくためにも、明確に決まったことをしっかりとおろしていくということを、ぜひお願いをしたいと思います。もう一点は、ここまで利子補給するので、今回もっと中途半端な利子補給ではなくして、もう利息はないぞというぐらいの、先ほど中川委員からあったような伊平屋島への避難費とか、そういう予算が少し見えて来る部分があるはずなので、この際は思い切って利子補給をするというような形をとったらいかがなものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の予算が成立してからの話と、先ほど質疑していただきましたようにJ Aおきなわの仮払金の話と、県の200万円の枠と、セーフティーネット資金を足した形であれば、組み合わせた形であれば一定程度の確保はできるのではないかと理解しています。先ほど委員がおっしゃったように、こういう資金がありますよというのを丁寧に説明してから、農家が借りやすい状況をつくっていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○座喜味一幸委員 一応、一生懸命形が見えてきて事務段階に入っていると思っているので、速やかに明確に、農家が安心できるようなシフトをしいていた

だけでするように希望を申し上げて終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか簡単に質疑させてください。まず口蹄疫ですが、今までやられてきましたが、御苦労さまでした。新聞報道などで、宮崎県などでは、もうやってられないということで、農家がもう牛を飼うのはやめると。そういうのも出てるということを報道で見ましたけれども、沖縄県でいわゆる口蹄疫にかかる牛・豚そういったものを行っている戸数というのを、大体三千五、六百くらい戸数あると思うんですが、その人たちの実状というの今ちゃんと把握して、委員からもありましたが、もうやめようかと弱気になっている農家もいると言っていました、実際どうですか。今回の事態で、もうやってられないと言ってやめた農家が出ているのか、あるいはこれからそういう意向を示しているところがあるのか、それとも引き続き頑張っていこうと皆頑張っているのか、その辺の実態を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 口蹄疫が発生して、営農相談窓口を農業改良普及センターと家畜保健衛生所に設けてありまして、その中で74件ほど営農相談が出てきています。内訳は、まずは防疫対策の関係、資金の関係、それから競り再開はどうなっているのかとか、それから防除基金というのがありまして、もし仮に口蹄疫が入った場合は、この基金に加入金100円か200円を入れれば、何十万円という資金の手当てが来るということで、そういう資金の相談とかありまして、この相談の中では特にそういうことではなくて、納税の相談や農場立ち会いはどうなっているか、家畜移動はどうするのか、共済はどうするのか、支援策はどうするのかという話が一部見られる状況であります。

○渡久地修委員 ぜひ、ここは市町村とも協力してJAおきなわとも協力して、この全部の農家にきちんとした親切、丁寧な対応を。今からが大変だと思うんです、ぜひ聞き取り調査もしていただいて、対応していただきたいと思います。それと陳情が今回、宮古・八重山地区と南部地区から出ていますね。それぞれ同じ回答なんだけれども、南部地区と宮古・八重山地区の市町村会の陳情の要請が違うところがあると思うんだけれども、両方の陳情に全部答える形になっているかどうか、お願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 陳情処理につきましては、まず一つは県でできるものと、国にお願いするものとの2通りの陳情がありまして、これについては県でやれる分は、今いう予算の中でやると。できない分については、国が当然、事業がある意味で入ってくるものがありますので、それについては国に要請をしていくような状況です。

○渡久地修委員 48ページ、49ページで、いわゆる損失などの全額補てんというのがありますよね。これに対してはどういう考え方なんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これについては、飼料代については8割以内ということで持つ形なので、その残りの分については、国に対しても口蹄疫が発生していない地域においても、しっかりやっぱり飼料代、利子、生活資金一要するに金融支援などについても、しっかり国ほうで面倒を見てほしいということで要請してあります。

○渡久地修委員 次に、沖縄県に入ってこなかったという点ではとても安心なんですが、これは私ははっきりはわからないと思うので、皆さん方の防疫体制が完璧にあって、これを防いだのか、あるいは向こうから来なかったのか、その辺はわからないと思うんですが、皆さんが一生懸命やったというのはわかるので。今回起こってから、特に初動体制と今日まで、そして現時点に至って、完璧だったのか、あるいは弱いところがあったのか、今後はここを強化しなければならないとかという教訓というのか、強化点とかあると思うんですが、そこはどうですか。そして、今後これからどうするのか、この2点を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 口蹄疫は、たしか10年前に宮崎県と北海道で発生したという話がありまして、今回の口蹄疫はかなり伝播力が強いということで、あの当時はたしか豚には入ってなくて、牛だったと記憶しているんですが、豚に入った場合はやはり伝染性が、ウイルスも何千とかなり出すような状況で、状況としては10年前の状況が違っていたのかという感じは受けます。これは専門家が調べた中での話だと思うんですが、そういうことで県としても宮崎県の発生が、やはりだんだん広がっているという状況があって、やはり流通というのは今全国にも広がっている状況の中にあるわけですから、そういう意味では、やはり人間あるいは物が行き来する状況ですから、しっかり水際で防疫体制を組むということでは、重要じゃないかということで考えています。それから初

動がどうしても、いかにスピーディーに診断をして、しっかり体制を組むという意味では、やはりそういう体制づくりは、今の宮崎県の発生を見て、やはりいかに診断をし結果を出して、即対応してウイルスを広げない形にするというのは、非常に今の状況の中では非常に重要かと感じます。そういう意味でも、農林水産部としても県としても、初動のマニュアルとかそういうことを今策定をしていますので、それに基づいてしっかり対応する形に今仕組みをやっています。やはり口蹄疫については、またどういう形で発生するか知れませんが、随時できる体制というのをつくっておきたいという感じはします。

○渡久地修委員 今回の宮崎県のもの、政府の初動のおくれというのがかなり批判もされていきましたので。県も空港でのマットのあれとかの対策という点では、ここでやったときに、まだやっていない問題とかいろいろあったと思うので、きちんと今回のもの生かすべきものは生かして、次にぜひ教訓として生かしていただきたいと思います。

次に黒糖ですが、これ非常においしかったけど、皆さんがいつも言っているブランド化という点で前にも質疑したことあるんだけど、沖縄のお土産屋も、いろんなところから外国でつくって、沖縄にきて沖縄のお土産として売っているというのは結構あるわけです。そういう意味では、沖縄に来て買って帰ってきたら、メイドインどこどこと書かれているとかいうのもあったりするんですが、観光商工部が沖縄のミンサーとか全部商標出していますよね。こういった感じで、黒糖で何とかこれをブランド化できないのか。素人考えなんだけれども、例えば県でウチナークルザーターという商標登録をして、これを全部使って沖縄のものには県の了解を使ってもらおうとか、いろんな方法というのは考えられないのかなという感じはしますが。だから、沖縄県黒砂糖協同組合が出しているんだけど、沖縄県が正式なものを発行するとか、認定する制度ができないか。あるいは商標登録なり何なりで、これはだれが見ても100%沖縄のクルザーターだと言えるようなものが、確立できたらいいと思うんですが。どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員おっしゃるとおり、実はこのほうに本場本物と書いているのは、ちょっとPR不足があるんですが、これは間違いなくこの黒糖はいいよということで、国の団体がこれを本場のものだということで、この砂糖は本場の本物ですよという認定をしています。それからあと1つは、沖縄黒糖というのは、地域団体商標ということで、これは平成19年6月8日に特許庁に申請して、この名前も登録されています。ですから、これがちょっと

PR不足なので、この2つは、本場本物と沖縄黒糖というのは、PRをしっかりとやろうと思っております。

○渡久地修委員 はい、頑張ってください。

では次にヒメコバチですが、これが入ってきたのは離島が先だと記憶しているんですね。そしてさっき聞いたら台湾から入ってきたと。そして、ウリミバエも多分南のほうから入ってきたと思うんですが。そして松くい虫はどこから入ってきたのか。そういう意味では、入ってきて被害が出てきてから、いろいろ大慌てするというのはもう遅いと思うんです。そういう意味では今、温暖化の関係もあると思うんだけど、これから入ってくるようなもの—台湾とかで猛威を振るって入ってくるのではないかという、こういったものがあると思うんです。その辺、事前に察知してやっておかないと、入ってきてからこんなふうで大騒ぎするわけですよ。そしてヒメコバチは、何年も前に宮古・八重山地域で猛威を振るったんですよ。そして沖縄本島地域にも来ますよ来ますよと言っていたのが、そのときはたかをくくっていたけど現に来て沖縄本島地域は大きな打撃を受けているとなるんです。それから慌て出すのではないかと思うんですけど、その辺どうでしょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄は外国に近いですので、そういう意味ではウリミバエではなくて、ウリミバエに近いチチュウカイミバエも発生するおそれがありますし、それから先ほどのデイゴヒメコバチもそうですが、ホストの問題で、入ってきたときに沖縄となじむかという部分はあると思います。そういう意味では、確かに情報としては察知をしておいて、では沖縄になじむかはまた次の話があるものですから、情報としてはしっかりやりながら、それがどういう形になるかは、しっかり最初の段階でどうするかということの検討はする必要があるのではないかと思います。

○渡久地修委員 皆さん方の、久米島でアリモドキゾウムシのすぐれた研究をやっていますが、そういう意味では、すぐれたスタッフとすぐれたノウハウを沖縄県は持っているんだから、いろんなものを事前に、温暖化で入ってくるといのはもうほぼ予想できるのがいっぱいあると思うんです。その辺は、事前に対策がとれるような人と体制と心構えをやっていただきたいと思います。

最後に林道です。これに工事を休止すると書いてありますね。これまでの議論を踏まえていいことなんですが、これは無期限休止ということでもいいでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 林道の整備に当たっては、これまで言うてはいるんですが、やはりゾーニングですね。しっかり施業する部分と守る部分というのは、これから環境団体とも地元とも相談する場をつくるということは重要じゃないかと。その話し合いの中で、仮に林道をつくるとしたら作業道でいいのか、あるいは施業する場合は伐採もどういう形でやるかというのを、しっかりコンセンサスを得ながら、整備をする必要があると考えています。

○渡久地修委員 今までのようなやり方は通用しないということ指摘しておきますけど、それとの関係で前回予算特別委員会で質疑した今後の林業のあり方という点での、学校給食の漆器の質疑をしましたよね。そのときにぜひ現に使っているところの給食をぜひ食べてほしいと言ったんですが、ぜひ農林水産部長、農林水産部で音頭をとって教育委員会、観光商工部と一緒に開南小学校でも与儀小学校でもいいですので、那覇市教育委員会と連絡をとって、一度琉球漆器で子供たちと一緒に給食を食べる試食会を農林水産部で音頭をとってやっていただきたいんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県産でいろんな形の漆器なりをつくるということで、今実は農林水産部の中に検討会を立ち上げまして、教育庁、観光商工部と検討しようということで話し合っています。それから今お話のあった件については、開南小学校と相談させていただきまして、向こうが受け入れるというのであれば、その検討をしたいと思います。

○渡久地修委員 喜んで引き受けますよ。ぜひ、子供たちが食べている姿も見えていただいて、ぜひやっていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 クルザーターの件なんですが、この前台湾に視察に行ったときに、台湾でも沖縄のクルザーターというのは大変な人気があるわけですね、ブロック売りされているわけです、ブロックで切って売るぐらい。そしてそこで、やはり沖縄産と称して、全然違うところからも出てくるクルザーターが結構あるという。これは国際特許ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 いや、これは国内です。

○玉城満委員 これは、もう国際特許にチャレンジしたほうがいいのではないかと。これから中国大陸ともいろいろある。私はこれは絶対圧倒的においしいと思うんです、向こうのクルザーターとも味が違うと。そういう意味では、国際特許を取るべきだと思うんです。それとマンゴーでも3万円のマンゴーとか5000円のマンゴーとかあるじゃないですか。思い切ってゴールデンクルザーターみたいな感じの、1斤で1万円くらいするような、そういうのを思い切ってチャレンジしてみたらどうかと。沖縄だったら可能性があると思うんです。いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは今国内の特許になっていますので、国際特許にするのを研究させていただきたいと思います。それから、今おっしゃった黒糖の付加価値を高めるという意味では、今いろんなギャバ黒糖とか、いろんな素材をプラスしたら、もっといいという話も出てきていますので、そういう取り組みをしたいと思います。

○玉城満委員 それと、台湾に行ったときに台湾の商社の方が、同じ商品を大阪に注文したほうが、沖縄に注文するより安いんですという話があったんです。これは、やはりいろんな商社が押さえてしまっているという部分と、物流のいろんなアンバランス、沖縄にとって不利な点があるんです。それをどうにか変えていかないといけないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは確かかわかりませんが、業界が自分のものを売るときにいろんな戦略の仕方があると思うので、単純に黒糖というレベルの話なのか、ある商品のために黒糖はどうしようかという話があると思うので、そこは全体の物流の中で考えるのが1つあるのと、黒糖を売り込むとしたら我々としたら表示をしっかりと、こちらから出たものがこうですよとしっかりとPRできる仕組みをしながら、有利販売できるような仕組みを考える必要があるという感じはします。

○玉城満委員 ぜひ、挑戦していただきたいと思います。

それと、先ほど仲宗根委員がワンネーナランテクトゥということで、言ってくれということで、美ら海協力金の訂正後のチラシはございますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 持っています。

○玉城満委員 では、ゴールデンクルザーターの決意をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒糖の市況で困っていますので、やはり売り方、PRの仕方、それから付加価値のものをやらないといけないと思いますので、先ほどの高く売る手法も検討する必要があると思うので、黒糖を有利に売するためのいろんな検討をしたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 午後開会して2時間経過していますが、執行部の皆さんも大変お疲れだろうと思うんですが、手短に行きますので。まずはつくる漁業初め水産業の振興に、農林水産部長初め関係職員が本当に一生懸命取り組んでいることに、まずもって敬意を表したいと思います。そこで、この水産資源の県内の自給率、水産物の自給率は、どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○勝俣亜生水産課長 平成19年の計算なんですけど、県水産物としての自給率は117.9%です。魚介類だけを見ると51.6%という数字になっています。

○前島明男委員 なぜそれを聞くかといいますと、いかに我が県が四方八方海に囲まれて、水産業に力を入れていただいて、これからも力を入れていかなきゃいけないかということの証明をしてもらったわけですが、そういう中で、これからも限りある水産資源を大切にしながら、水産業の振興を図っていかないといけないわけですが、今回の全国豊かな海づくり大会の開催についてなんですけど、これほど多くの市町村から要望が出ている中で、農林水産部長の答弁を聞きますと、余り前向きじゃないような答弁なので、もちろん知事と調整の上での発言だろうと思うんですが、農林水産部長あるいは農林水産部だけの問題ではないと思うんですが、もちろん県の財政状況が非常に厳しい状況は承知しています。そういう中であっても、全国大会を、今回初めて我が沖縄県で開こうというわけですから、何としても開く方向で検討してもらいたいと思うんですが。最近知事のいろんな答弁を聞いていますと、厳しいとか大変厳しいという表現をするんですが、厳しいという表現なのか、大変厳しいという表現なのか、知事のお考えはどんなところですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 豊かな海づくり大会の目的は、知事にも話はしております。今の要請している側と、もし仮に大会をするのであればどういう形なのか、あるいは時期はいつごろがいいのかとか、費用をどうするのかといういろいろな議論があると思います。そういう意味で、いろんな話し合いをした中で、どういう形になるのか、今言う負担の問題も出てきますので、そういうことを話し合いをしていきたいと。その中で、どういう形にするのか検討するという話になるのではないかと思います。

○前島明男委員 これは、農林水産部長の胸先三寸にかかっているのではないかと思います。農林水産部長がこれをどうしても開きたいということであれば知事も説得できるのではないかと思います。これだけ多くの市町村が、県全体からすれば3分の1かどうか知りませんが、ほとんどの市町村が関係するんです。漁業協同組合もあるし、漁港もあるし関係するわけですから、いざとなれば、例えば8億円か7億円かかるということであれば、そのうちでは3分の1は県が持ちましよう。残りの3分の2は市町村で分担して持ちなさいよということで、夢も与える希望を持たすような、そういう方向で私は検討してもらいたいと思うんです。今から財政が厳しいから難しいですよということではなくて、農林水産部長が、これを開こうじゃないか、やろうじゃないかということで、知事を説得するくらいの、そういう心意気がほしいんですが、農林水産部長いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど話したんですが、まずはやはり要請する側と、どういう形がいいのか、負担の問題、あるいは体制の問題も上げてきますので、その辺いろいろ話し合いをしながら、ではどういう形がいいのかという話をしていきたいと思っています。

○前島明男委員 最後になりますが、我が県の水産業の振興、もっともっと活力を持たなければいけないと思いますし、そういった意味で、ウミンチュにも今の業界の低迷とか後継者問題等々いろいろな問題、課題たくさんありますよ。そういう若い方々にも夢を持たすような、そういう大会にしてもらいたいと思いますので、ぜひこれは沖縄県で復帰40周年の記念すべき年に当たるわけですから、そういう意味からしても、ぜひ開催できるような方向で、前向きに検討していただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

まず、乙第10号議案指定管理者の指定についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第10号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城ノブ子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第10号議案は、可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した陳情第88号国内における口蹄疫発生に伴う畜産農家支援に関する陳情外2件は、口蹄疫発生に伴い影響を受けた生産者の支援を要請してもらいたいという願意の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した陳情第136号琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充に関する陳情は、同研究所の機能拡充を求める意見書を可決してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての琉球大学国際沖縄研究所の機能拡充を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の陳情は採択しましたが、審査の過程で所管委員会が違うのではないかと出ていましたので、付託議案については慎重に判断するよう議会事務局等に委員長から申し入れてください。

○玉城ノブ子委員長 わかりました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情22件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子